

令和 2 年 6 月定例会

南伊豆町議会会議録

令和 2 年 6 月 2 日 開会

令和 2 年 6 月 2 日 閉会

南伊豆町議会

令和二年 六月 定例会

南伊豆町議会会議録

令和二年 六月 定例会

南伊豆町議会会議録

令和 2 年 6 月 南 伊 豆 町 議 会 定 例 会 会 議 録 目 次

第 1 号 (6月2日)

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	2
○出席議員	2
○欠席議員	2
○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	2
○職務のため出席した者の職氏名	3
○開会宣告	4
○議事日程説明	4
○開議宣告	4
○町長挨拶	4
○会議録署名議員の指名	5
○会期の決定	6
○諸般の報告	6
○一般質問	6
宮 田 和 彦 君	6
漆 田 修 君	11
横 嶋 隆 二 君	21
○報第1号の上程、説明、質疑	34
○報第2号の上程、説明、質疑	37
○報第3号の上程、説明、質疑	38
○議第50号の上程、説明、質疑、討論、採決	40
○議第51号の上程、説明、質疑、討論、採決	42
○議第52号の上程、説明、質疑、討論、採決	44
○議第53号の上程、説明、質疑、討論、採決	46
○議第54号の上程、説明、質疑、討論、採決	48
○議第55号の上程、説明、質疑、討論、採決	49
○議第56号の上程、説明、質疑、討論、採決	50

○議第 5 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決……………	5 1
○議第 5 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決……………	5 2
○議第 5 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決……………	5 4
○議第 6 0 号の上程、説明、質疑、討論、採決……………	5 6
○議第 6 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決……………	5 8
○議第 6 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決……………	6 0
○議第 6 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決……………	6 1
○議第 6 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決……………	6 2
○議第 6 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決……………	6 3
○議第 6 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決……………	8 2
○各委員会の閉会中の継続調査申出書……………	8 3
○閉議及び閉会宣告……………	8 3
○署名議員……………	8 5

令和 2 年 6 月定例町議会

(第 1 日 6 月 2 日)

令和2年6月南伊豆町議会定例会

議 事 日 程（第1号）

令和2年6月2日（火）午前9時30分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 一般質問
- 日程第 5 報第 1号 専決処分の報告について（南伊豆町税賦課徴収条例の一部を改正する条例）
- 日程第 6 報第 2号 放棄した債権の報告について
- 日程第 7 報第 3号 繰越明許費繰越計算書の報告について（令和元年度南伊豆町一般会計）
- 日程第 8 議第50号 専決処分の報告及び承認を求めることについて（南伊豆町税賦課徴収条例の一部を改正する条例）
- 日程第 9 議第51号 専決処分の報告及び承認を求めることについて（令和2年度南伊豆町一般会計補正予算（第1号））
- 日程第10 議第52号 専決処分の報告及び承認を求めることについて（令和2年度南伊豆町一般会計補正予算（第2号））
- 日程第11 議第53号 専決処分の報告及び承認を求めることについて（令和2年度南伊豆町一般会計補正予算（第3号））
- 日程第12 議第54号 南伊豆町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第13 議第55号 南伊豆町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第14 議第56号 南伊豆町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第15 議第57号 南伊豆町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条

例の一部を改正する条例制定について

日程第 16 議第 58 号 南伊豆町介護保険条例の一部を改正する条例制定について

日程第 17 議第 59 号 南伊豆町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

日程第 18 議第 60 号 南伊豆町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について

日程第 19 議第 61 号 南伊豆町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定について

日程第 20 議第 62 号 南伊豆町都市計画審議会条例の一部を改正する条例制定について

日程第 21 議第 63 号 令和 2 年度地震・津波対策等減災交付金デジタル同報系防災行政無線整備工事契約の締結について

日程第 22 議第 64 号 備品購入契約について（令和 2 年度地震・津波対策等減災交付金可搬ポンプ付積載車購入）

日程第 23 議第 65 号 令和 2 年度南伊豆町一般会計補正予算（第 4 号）

日程第 24 議第 66 号 令和 2 年度南伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 25 各委員会の閉会中の継続調査申出書

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（11 名）

1 番	黒 田 利貴男 君	2 番	宮 田 和 彦 君
3 番	比野下 文 男 君	4 番	加 畑 毅 君
5 番	谷 正 君	6 番	長 田 美喜彦 君
7 番	稲 葉 勝 男 君	8 番	清 水 清 一 君
9 番	漆 田 修 君	10 番	齋 藤 要 君
11 番	横 嶋 隆 二 君		

欠席議員（なし）

地方自治法第 121 条により説明のため出席した者の職氏名

町 長 岡 部 克 仁 君 副 町 長 橋 本 元 治 君

教 育 長	佐 野 薫 君	総 務 課 長	渡 邊 雅 之 君
企 画 課 長	菰 田 一 郎 君	地 方 創 生 室 長	勝 田 智 史 君
地 域 整 備 課 長	飯 田 満 寿 雄 君	商 工 観 光 課 長	齋 藤 重 広 君
町 民 課 長	高 野 喜 久 美 君	健 康 増 進 課 長	山 田 日 好 君
福 祉 介 護 課 長	高 橋 健 一 君	教 育 委 員 会 長	大 野 孝 行 君
生 活 環 境 課 長	高 野 克 巳 君	教 務 局 長	高 橋 由 美 君
		会 計 室 長	

職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	佐 藤 禎 明	係	長	内 藤 彰 一
-------------	---------	---	---	---------

開会 午前 9時30分

◎開会宣告

○議長（清水清一君） 定刻になりました。

ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しております。

これより令和2年6月南伊豆町議会定例会を開会いたします。

本町では5月1日より10月末日までの間、クールビズを推奨しておりますので、よろしく
お願いいたします。上着の脱着については各自のご判断でお願いいたします。

また、新型コロナウイルス感染症拡大を防止するためにマスクの着用をお願いいたします。

◎議事日程説明

○議長（清水清一君） それでは、議事日程は印刷配付したとおりでございます。

◎開議宣告

○議長（清水清一君） これより本会議第1日の会議を開きます。

◎町長挨拶

○議長（清水清一君） ここで、会議に先立ち、町長の挨拶をお願いいたします。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） おはようございます。

令和2年南伊豆町議会6月定例会の開催に先立ちまして、一言ご挨拶を申し上げさせて
いただきます。

まずは、新型コロナウイルス感染症におきまして、全国で900名を超える犠牲になられた方々に心よりお悔やみを申しますとともに、1万7,000人を超える感染された方々にお見舞いとまだ入院、回復に向けて頑張っている皆様にも一日も早い回復を心からお祈りさせていただきます。

本町においても、感染者も出たところではございますが、無事感染も回復いたしまして、今は平和な日常となっておりますわけですが、これいち早く対応するためには、議会の皆様から4月の全員協議会におきまして、当局に一任するので専決でも対応をしてくれというお言葉をいただき、迅速な対応ができたかと思います。これにつきましては、心より感謝を申し上げます。

また、この新型コロナウイルス感染症につきましては、全国の医療機関の皆様は最前線で対応に当たっていただき、ご自身の身の危険も含めた中ではありますが、心から感謝を申し上げますとともに、またこの全国でご理解とご協力をいただきました南伊豆町民をはじめ、日本国民の皆様にも改めて感謝を申し上げさせていただきます。

さて、この3か月の間、落ち込んだ南伊豆の経済を回復するために、これから第2波、第3波と心配な部分はたくさんございますが、一日も早い経済復興に向けて努力を今まで以上にしていきたいと、このように思っておるわけですが、議会と当局は車の両輪によく例えられますが、これからは議会とそして当局、そして南伊豆町民並びに南伊豆に思いを寄せてくださる観光客の皆様と四輪で、四輪駆動で南伊豆の経済を一日も早く今までどおりの経済に回復していきたいという所存でございますので、なお一層のご協力、それからご理解を賜りまして、これからは町政に邁進していきたいと思っております。

本日は、今回の専決処分も含めましてご審議をいただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（清水清一君） それでは、日程第1、会議録署名議員を指名します。

南伊豆町議会会議規則の定めるところにより、議長が指名します。

10番議員 齋藤 要 君

11番議員 横嶋 隆二 君

◎会期の決定

○議長（清水清一君） 日程第２、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日１日限りとしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君） 異議ないものと認めます。

よって、会期は６月２日本日１日限りと決定しました。

◎諸般の報告

○議長（清水清一君） 日程第３、諸般の報告を申し上げます。

令和２年３月定例会以降開催をされた行事は、お手元に印刷配付したとおりであり、各行事に参加したので、報告いたします。

以上で諸般の報告を終わります。

◎一般質問

○議長（清水清一君） 日程第４、これより一般質問を行います。

◇ 宮 田 和 彦 君

○議長（清水清一君） ２番議員、宮田和彦君の質問を許可します。

宮田和彦君。

〔２番 宮田和彦君登壇〕

○2番（宮田和彦君） 改めまして、おはようございます。

提出いたしました一般質問通告書に沿って質問させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

その前に、この場を借りまして、先ほど町長がおっしゃっていましたが、新型コロナウイルスの感染拡大が続く中、私たちの生活を支えてくれる人たちがいます。医師、看護師さん、医療従事者の皆さん、危険対応に当たる公務員の皆さん、配達等を担う物流事業の皆さん、スーパーやドラッグストア等の販売員の皆さん、バスや鉄道等の公共交通の皆さん、多くの人々が最前線で働いております。社会を支えてくれる皆さんに心より感謝申し上げます。また、町の自粛要請に対応していただいた皆様に重ねて感謝申し上げます。ありがとうございます。

さて、この新型コロナウイルスは、昨年11月22日、中華人民共和国湖北省武漢で原因不明のウイルス性の肺炎として最初の症例が確認されて以降、武漢市内から中国大陆に感染、広がり、中国以外の国家と地域に拡大していきました。

昨日現在、世界保健機関、WHOの疾患状況報告によりますと215か国、症例数622万6,409人、死者数37万3,883人になっております。この影響で世界経済は大変な打撃を受けております。国際通貨基金、IMFによりますと、2020年の世界のGDP成長はマイナス3%になるとの予測を発表いたしました。この負の成長は2008年のリーマンショック時のマイナス0.1%をはるかに超える値で1929年、世界恐慌、それ以来の大恐慌となる見通しです。この大恐慌は世界でコロナショックと称されております。

また、国内を見ますと、昨日現在の状況は感染者数約1万7,000人、死亡者数900名を超えております。国の緊急事態宣言が発表されてから感染者数は減少傾向にありますが、解除後、一部の地域では新規感染者が増加傾向にあります。まだまだ予断を許さない状況にあります。南伊豆でも感染者を出しましたが、幸いにも集団感染もなく今に至っている状況でございます。

しかし、東京圏の感染拡大により観光業をはじめ、農林水産商工業に甚大な経済的損失を受け続けております。できる限りの支援が必要と思います。そのような中、明るいニュースとして、波勝崎モンキーベイのオープン、また学校の再開があります。

児童生徒においては、4月から約2か月弱の長期間の休校となり、学校再開後の学習の遅れや心のケアの対応が必要と考えます。長期の休みにより学習に著しい遅れが生じないように、例えば、新学期になってからの補修や臨時休業中の家庭学習状況、実施確認など令和2年度

の学習体制の確保の状況についてお聞きしたいと思います。

○議長（清水清一君） 教育長。

〔教育長 佐野 薫君登壇〕

○教育長（佐野 薫君） お答えいたします。

新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う町内小中学校の休校につきましては、3月4日から春休み・ゴールデンウィーク等を挟み、実に3か月弱に及ぶ長期休校となりました。

教育委員会、町内小中学校においても、長引く休校による児童生徒の学習の遅れを危惧し、その対応について協議いたしました。

休業期間中は、学習プリント配付による自宅学習、学校図書室の図書貸出しによる自分学習の支援等を実施してまいりました。

5月25日からは学校も再開され、今後は、学校生活の中でいかにして遅れを取り戻していくかが焦点となります。

教育委員会や町校長会におきましては、年間の授業時間数、今後の授業実施可能時間数、必要授業時間数等を算出し、いかにして授業日数を確保するかを検討してまいりました。

その結果、運動会・音楽発表会等学校行事の中止により生じる日数や時数を有効に授業時間として活用するほか、夏休みを12日間削減して授業日に充てる予定であります。

例年とは全く異なる学校運営となりますが、授業実施のノルマばかりを優先し、児童生徒に身につかない詰め込み学習とならないよう極力配慮しながら進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（清水清一君） 宮田和彦君。

〔2番 宮田和彦君登壇〕

○2番（宮田和彦君） 先ほど教育長から、その夏休み12日、早い話で減りますよということですけども、そのほかの土曜日とか冬休みの補講等というのは考えておられるんでしょうか。

○議長（清水清一君） 教育長。

〔教育長 佐野 薫君登壇〕

○教育長（佐野 薫君） お答えいたします。

土曜日の使用については、現在は考えておりません。というのは、今年度当初204日の授業日数をもって計画を立てましたが、先ほどの夏休みを12日削減等によって193日まで回復

することができました。

ご存じのように、学校の授業日数、授業時数というのは35週をベースにしておりまして、実際には41、2週ございます。余裕もございますので、そのあたりのところで土曜まで今は考えてない状況です。ただ今後、インフルエンザ等の流行もあるかもしれません。あるいは、昨今続いています夏の台風があるかもしれません。これは予測ができないものですから、そのあたりを勘案していくと、そういったことも考えていかなければならない、そういう事態にならないことを願っておりますけれども、一応そんなところで今はおさめております。

以上でございます。

○議長（清水清一君） 宮田和彦君。

〔2番 宮田和彦君登壇〕

○2番（宮田和彦君） このコロナウイルスの第2波、3波、このようなことも言われておりますので、万全を尽くして、何というんですかね、授業のほう、また学校の運営のほうよろしくお願ひしたいと思います。

次にまいりたいと思います。

イのところに入ります。

子供たちが長期間の休業明けであることからその様子を注意深く確認する必要があるとともに、精神的に不安定な様子などの小さな兆候を見逃さずきめ細かな把握に努めることが大切と考えます。心のケア等の具体的な対策をお聞きします。

○議長（清水清一君） 教育長。

〔教育長 佐野 薫君登壇〕

○教育長（佐野 薫君） お答えいたします。

3か月弱に及ぶ長期休校となり、小中学校におきましては、学習の遅れとともに危惧していたものが自粛疲れ、急激な生活環境の変化等による児童生徒の心のケアをどうしていくかということでした。

ちまたでは、子供が1日中在宅していることから保護者のいらいらが募り、DVにまで発展したという事例もメディアでは報道されておりました。

子供たち自身にも、友達との接触制限、学習の遅れへの心配などから精神的に不安定となりSNS依存、不規則な生活の常態化などの悪影響が及ぶことが考えられます。

その予防対策といたしまして、休校中には、保護者への定期的なメールの発送、子供の状況確認の電話連絡、学習プリント配付時での保護者との簡易面談、登校日の設定等各校ごと

様々な対策を講じてまいりました。

幸いなことに休校中も含め現時点で事件事故等の報告は受けておりませんが、学校も本格的に始動し始めたことから、児童生徒ひとりひとりの様子を心身ともに担任のみならず学校全体で注視していくとともに、万が一異常が確認された場合には、教育相談員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等との連携体制も整っておりますので、総がかりで事態の収束を図っていきたいと考えております。

また、認定こども園の状況でございますけれども、園児や保護者の状況は学校と同様、精神的に不安定となっております。

休業中の各園では、園だよりの送付に合わせたの塗り絵や間違い探しなど親子で楽しめる教材の送付や、電話連絡による園児の状況連絡、メール配信を活用し3密を避けながらの地区巡回を実施するなど、子供の様子を随時確認いたしました。

5月20日に保育を再開しておりますが、登園の際にも園児・保護者の様子について細心の注意を払いながら確認をしているところでございます。

以上です。

○議長（清水清一君） 宮田和彦君。

〔2番 宮田和彦君登壇〕

○2番（宮田和彦君） ありがとうございます。きめ細かな対応ありがとうございます。これで保護者の方々も安心されるかなと思います。

それで、最近ですけれども、この北九州では小学校の集団感染が報道されていまして。それで、その何というんですかね、安心、ほっとした面もあるでしょうけれども、今ですけれども、まだまだこれからが勝負だと私は考えておりますので、どうかひとつ子供たちの未来も、私は常に明るいものでなければならない、こう考えています。これは大人の責任なんです。これから学校がスタートしますので、最大限の安心安全な運営、よろしくお願い申し上げます。

これをもちまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（清水清一君） 宮田和彦君の質問を終わります。

ここで、暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時48分

再開 午前 9時49分

○議長（清水清一君） それでは、休憩を閉じ会議を再開いたします。

◇ 漆 田 修 君

○議長（清水清一君） 9番議員、漆田修君の質問を許可します。

〔9番 漆田 修君登壇〕

○9番（漆田 修君） それでは、よろしくお願いいたします。

ここ二、三日前、ワシントン・ポストの記事の中に、唯一コロナウイルスを抑制したのは日本ジャパンではないか。それは、“Three Cs”と言いまして、これ俗にいう3密なんです。それがクローズ、クラウド、コンタクト、このそれぞれの頭文字を取って“Three Cs”で成功した国はジャパンであると。イギリスの機関紙でも同様のことを論評されておりました。

最初に、新型コロナウイルスによって引き起こされた地球規模の未曾有の事態、いわゆる世界の社会と経済が大打撃を受けました。先ほど町長の報告にもありましたが、本町も新型コロナウイルス感染者が発生をし、町当局をはじめ関連の部局のご尽力に敬意を表すとともに、国内で亡くなられた方にお悔やみと感染された方々のお見舞いを申し上げながら、一般質問に入らせていただきます。

締切りの前に実は原稿ができていたんですが、コロナ議会ということで圧縮をさせていただきました。ですから、変更後の通告に従い、一般住民からの質問要請であるところの1つ目が、地方創生戦略第2期と関係人口について、2つ目が、令和2年度の地方財政計画と緊急浚渫推進事業関係です。3番目が、指定管理者制度と道の駅関連の質問、この3点について質問させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

マスクを取らせていただきます。

最初の質問ですが、地方創生戦略第2期と関係人口についてであります。

令和2年3月議会、さきの議会です。南伊豆町まち・ひと・しごと創生総合戦略の第2期計画が議論されました。2014年11月の枠組法としての創生法と事業法的な地域再生法が相次いで法制化され、第1期、昨年です、最終年次、5年間はこの2つを連動しつつ人口政策の展開を見たのであります。今、改めてその目的を見ると、「国民一人一人が夢や希望を持

ち、潤いのある豊かな生活を営める地域社会の形成」と「地域社会を担う個性豊かで多様な人材の確保」、そして「地域における魅力ある多様な就業の機会の創出」を目的にし、併せて若者の結婚、出産、子育ての4つの柱で事業を進めてきたのであります。2016年には途中でありますが、創生法の変更がございました。新型交付金とか、これ釈迦に説法になると思うんですが、企業版のふるさと納税、「生涯活躍のまち」構想を組み込んだ改正地域再生法が成立し、一時は政権課題の一丁目一番地ともてはやされた地方創生でしたが、今は東京圏への人口集中の抑制は余り進んでおりません。

令和2年1月、これ安倍総理がその壇上でお話ししたと思うんですが、政府の施政方針演説で地方創生に関し、都市から農山村を訪れて交流する関係人口を増やし、将来的な移住に繋げ、転出入緊急目標の実現を目指すと強調し、政府は第1期に続いて最重要テーマの一つに東京一極集中の是正を掲げ、達成を2020年から2024年に先送りし、同年度までに地方の就業者を100万人増やすとしました。都市で生活する傍ら地方の祭りやイベントに参加する関係人口、このとき初めて関係人口という概念が出たんでありますが、その拡大や企業版ふるさと納税の利用、あるいは人工知能、AIの活用などを促進すると閣議決定に明記したのであります。

一方、我が町においては、3月議会の議第27号、実はこれです。この小冊子ですが、この計画書の55ページ以降、その実現に向けた具体的事業が掲載されており、政府施政方針演説発言とのタイムラグもあるが、関係人口に対する記述は見当たりません、見当たらない。この案件に対する当局の見解をお答えください。

○議長（清水清一君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

国の第1期地方創生の取組では、人口減少問題の克服と東京圏への一極集中を是正するため、東京圏に住まう人の地方への移住施策を推進してまいりました。

本町では、第1期の「南伊豆町まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、アクティブシニアの移住を中心とした取組や、お試し移住事業、サテライトオフィス事業等で、東京圏からの本町への移住に加え、大学や「南伊豆応援隊」、交流自治体との関係を深化させ、より深い関係性を構築することによる交流人口及び関係人口の拡大に向けた取組を続けてまいりました。

令和2年度から第2期地方創生に関する取組については、「関係人口」が、国の示す重要

なキーワードの一つとなっていることから、本町の第2期総合戦略においても、「Ⅰ．南伊豆町人口ビジョンにおける将来人口目標の見直しについて」として、「将来目標人口の見直しによる新たな視点の追加」の中で関係人口構築の取組について記述されており、本町が考える関係人口について、「町外から本町での活動・活躍を求めて地域内に滞在する人々」と定義しております。

また、基本目標5において、本町が求める関係人口の意味を、より具体的に示すため、「関係人口」という単語を用いるのではなく、文章での表現とさせていただきました。

関係人口については、第1期総合戦略における施策の中でも、その重要性を意識しながら取組を進めてまいりましたので、第2期においても継続して関係人口増加に向けた事業を推進し、町民や地域との連携や協力関係のもと、地域での暮らしを維持するための仕組みづくりに繋げてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（清水清一君） 漆田修君。

〔9番 漆田 修君登壇〕

○9番（漆田 修君） この計画書のドキュメントを見まして、第5目標の下に立案の南伊豆のファンづくり、それがそれを代替するという具合に私自身は解釈したんですが、タイムラグという言葉をあえてここで申ししたのは、実は1月なんですね。安倍総理が公の場でその関係人口という表現でお話したのは。ところが、これが2月に報告されているんですよ。この計画書が、案が。その前にはドキュメンテーションとしては、既に関係人口という概念は脳裏になくて、南伊豆町のファンに対する、要するに観光人口とか、従来言っていたそういう表現じゃないかと思うんです。ですから、それはそれでこの場で共有するとしまして。

実は総合戦略の町民代表の方からも実は言われているんですが、これは、町当局はこの計画書をまとめるに当たって、これは本気を出してやっているのか、果たしてというような、そういう感覚で私に言ってきている方がいるんです。実際、今日は傍聴に来ていますが。そういう方々が本当にこの関係人口を増やして、実際に具体的にPKIに見てみました。例えば、目標の1から5までのうちの2でも、実は5年で30人なんですよ、PKIは。ということは、年間で6人ということですよ。お試し移住とか、その移住政策を仮に目標の基本プランの2で策定したとしても、一生懸命やってもその程度なんです。ですから、先に第1期目が、総務省がどうしてそれを16番目に認定したかということは、一度に50棟で数百人近くの人が来るので、これは有用性が極めて高いということで16番目に総務省がそれを認定した

という、実は裏側から類推する、その事実関係があったということなんですよ。ですから、担当課長はそれ一番よく知っているのね。町長が言われたとおり、その発言したと思うんですが、その辺は今後の策定について、当然次の5年間もそういうコミュニティ、会議をする場が当然あると思いますので、極力町民の方の意思を、意見を取り入れてやってもらいたい。充て職でやっている町の意見というのは、テレビでも見てもろくなこと言っていないでしょう。大変こういう場で申し訳ないんですが。そういう町の人々の真摯の言葉を酌み取っていただきたいなと思います。

これちょっと余り時間がないので次いきますが、次は、地方財政計画との関係です。

これは、平成2年度の国の予算では、何というんですかね、地域の社会再生事業費という大枠の中で、実は4つの事業を挙げているんです。その一つが緊急浚渫、今回、このテーマにしようとしております。緊急浚渫推進事業の創設であるとか、さきの議会でもテーマとして上がりましたが、森林環境譲与税の増額、あるいは技術職員による市町村支援、そして、国土強靱化のための3か年緊急対策に基づく事業等が策定されておりますが、今回は、このaの緊急浚渫推進事業の創設について質問を絞ってやらせていただきます。

なぜかといいますと、3年前、実は二条川が氾濫してあれだけ大きな災害が起きたということが背景にあります。台風19号などによる河川氾濫等が相次ぐ中、今後、河川氾濫等に未然に備える観点から、維持管理のための河川などの浚渫を推進することが重要で、河川、ダム、砂防、治山の浚渫を実施できるよう、新たに緊急浚渫推進事業費、これ令和2年度だけで900億円なんです、国のほうは。それで、事業年度は令和2年から5年間として4,900億円であるということです。

当然、特例措置を創設するため、その地方財政法の改正がそれに伴って行われるんですが、今、私が申し上げました二条川の氾濫でバックウオーター現象が実は銀の湯会館のところで起きて、上流の二条の成持地区までプール化された、水が閉塞されてプール化された。こういう事態がありました、事象がありました。

したがって、加納、二条地内の河川域は甚大な被害を受けたことは記憶に新しいところであります。ちょうど選挙の後、岡部町長が町長になってすぐだったです。関係のところをぐるっと回って挨拶されたと思うんですが。問題はその対処方法なんです、2つの河川の合流点である銀の湯会館の上流・下流域はそのゾーンが長年堆積された土砂が中州となり、堤化されたということです。その出会い地点で、一方がその閉塞されバックウオーターとして発現されたのであります。

資料は実は添付してございますが、資料の中には財政措置としては充当率100%、元利償還に対する交付税措置が70%、それで向こう5年間ありますよと。河川の区間区分は青野川の先ほど3年前に氾濫したのはこのa区間、b区間、c区間のうちのb区間に相当するものであるので、当然対象になると思いますが、ぜひとも補正でも、来年度予算でも結構ですが、その辺の検討をお願いしたいと思いますが、当局のご見解を賜りたいと思います。

○議長（清水清一君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

集中豪雨等に伴う河川災害などを未然に防ぐためには、適切な河川管理や維持保全が必須であると認識をしております。

ご指摘の箇所については、地域からの要望もあることから、河川管理者である下田土木事務所に直近の浚渫予定を確認いたしましたが、二条川の八重ヶ瀬橋の上流500メートルほどを出水期前に実施する予定とのことであります。

梅雨時期を迎えるこれからの季節に加えて、台風シーズンも控えておりますので、町が所管する河川の適正管理に努めるとともに、今後も二条川や青野川など県管理河川につきましても、適時、計画的な浚渫や立木伐採等の実施について強く働きかけてまいります。

以上です。

○議長（清水清一君） 漆田修君。

〔9番 漆田 修君登壇〕

○9番（漆田 修君） 前向きなご答弁ありがとうございます。ぜひ所管の県の土木のほうに働きかけをして、当然2級河川でありますから、ぜひお願いしたいと思います。

持ち時間、非常に少ないんですが、最後の問題に入ります。

これは、指定管理者制度とダウンサイジング及び道の駅についてというテーマでございます。

現時点の指定管理者の実態についてのご説明をお願いしたいと思うんですが、3月議会で承認された指定管理の銀の湯会館であるとか、みなと湯、給食センター、図書館、道の駅、オーシャンパーク、上下水道施設、清掃焼却センターなど思い浮かぶだけでそのぐらいいちよっとあるなとは思いますが、その対象の施設名、正式にです。対象の施設名、それから管理者名、ダウンサイジング目的であるのか否か、そして抱えている問題、課題など簡潔に列挙してお答えを最初にいただきたいと思います。

○議長（清水清一君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

本町での指定管理者制度による管理運営施設は、石廊崎オーシャンパーク、銀の湯会館、湯の花観光交流館などが主なものであり、このほかに集落排水施設や、一部の地区コミュニティセンターなどにおいても同制度を活用しております。

このうち、石廊崎オーシャンパークは、平成31年4月1日から「石廊崎区」を指定管理者に指定しており、当該施設の整備目的に照らしても、行政のダウンサイジングとは別の流れの中にある施設と考えております。

なお、駐車場料金等による施設収入を施設管理運営費の全てとすることとしており、町からの指定管理料の支払いは発生しておりません。

次に、銀の湯会館であります。開館当初の事業委託を経て平成24年度から指定管理者制度を導入し、現在に至っております。

高温で塩分濃度の高い泉質などから維持管理は容易ではなく、老朽化に伴う定期的な大規模改修は必至であることから、施設存続の在り方についても、今後検討する必要があります。

湯の花観光交流館につきましては、その目的が総合観光案内や交流に特化したものであり、規模・機能等の縮小は考えておりません。

指定管理においては、観光交流館や附帯施設の利用料を財源に見込む中で収益は極めて少なく、施設管理上の必要経費を補うため不足差額分を指定管理料としていることから、利用料金を見直すなど費用対効果の検証が求められます。

また、漁業集落排水事業の4施設では、入間においては入間区と、子浦・中木・妻良については各施設管理組合との間で、それぞれ協定を結び運営を行っております。公営企業会計化に向けた調整が今後の課題となっております。

以上です。

○議長（清水清一君） 漆田修君。

〔9番 漆田 修君登壇〕

○9番（漆田 修君） 分かりやすい答弁ありがとうございました。

次に、これ資料は当然お渡ししてあるんですが、資料4の中に、観光協会長名で第22回みなみの桜と菜の花まつりの協力お礼の文書が発せられました。これご承知のとおりなんです。

が、入込客数16万1,000人、昨年が21万2,000人です。24%減で新型コロナウイルス感染症の影響が大きく作用していることや、各種の観光条件がマイナス方向に複合され、入込みが漸減傾向になったものと思慮されております。また、環境保全料としての有料駐車金額は375万円で昨年の395万円を下回っています。指定管理者は先ほど答弁のとおり、観光協会ですが、協会と内部の個別管理委託契約対象事業者は「NPO南伊豆湯の花」と「ミーズ」などが存在しております。それらとの関係は最後の質問に委ねるとしまして、ここ数年道の駅の多様化が求められる時代となっており、近隣の道の駅や観光交流館、そして直売所などを念頭にベストな運営とは何か、当局の見解をお答えをいただきたいと思います。

ちなみに、多機能化は休憩機能、従来のものであります。それから情報発信機能、それから地域の連携機能、この3番目が非常に今大きなウエイトを占めておりますが、そういった機能などが考えられております。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（清水清一君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

道の駅につきましては、道路利用者への安全で快適な道路交通環境の提供や、地域振興に寄与することを目的として、全国各地に1,173か所、静岡県内においては25か所設置されており、本町「下賀茂温泉 湯の花」は平成21年10月に県下20番目の道の駅として登録され現在に至っております。

このような中におきまして、道の駅の役割も進化しており、当初は「通過する道路利用者へのサービス提供の場」でありましたが、その後「道の駅自体が目的地」となり、今後は「地方創生・観光を加速する拠点」とされつつあります。

昨年5月に法人化された「全国道の駅連絡会」、「中部ブロック道の駅連絡会」、「静岡県」など、道の駅ネットワークを通じて関係機関と連携した中で、道の駅が地域の中核施設になるよう指定管理者とともに取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（清水清一君） 漆田修君。

〔9番 漆田 修君登壇〕

○9番（漆田 修君） ありがとうございます。

あとNPOの湯の花売店と町の観光行政との問題についての質問に入ります。

これはかなり細かく質問の通告しているはずですが、これ後ほどずっと読み上げますので、

最後にまとめて一括してご答弁ください。

湯の花売店は、さっき町長がお話しありましたとおり、平成17年に旧厚生省跡地の建物をリニューアルし、町内の1次産品、主として野菜とか果物、加工品等を販売し、平成21年道の駅認可と同時に独立した販売所として事業を営み、今日まで事業を展開してきました。

湯の花売店を取り巻く独自の問題と町行政とかかわりを持つ共通問題等に分けると、次に申し上げるとおりになります。後ほど一括して個別にお答えいただきたいと思います。

最初に、共通問題からお話いたします。

1番目は、ふるさと納税に係る返戻割合変更となった総務省自治税務局の告示第2条の2項関係、ふるさと納税の募集に要した費用の算定記述や返礼品の調達にかかわる費用、送付にかかわる費用で運送料及び梱包費用、そして広報、それから決済、そして最後に事務などが大きな分類フェーズになっておりますが、特にこのbについては、告示に従い3割に含めず、外費用としている自治体が多く、これは総務省の告示をそのまま理解して即やったということなんです。本町と東伊豆町はその辺の認識が誤認されたまま半年ぐらいはずっと継続して引っ張ってきたということがございます。これが平成31年、30年に地方税法が改正されました。それで返戻利率が5割から3割になったということ、そういうのが背景にありまして、その翌年にこの総務省の自治税務局の通達があったということなんです。ですから、ここには当然担当の部局としては、ぴりぴりして常にその辺の対応を素早くスピーディーにやらなければいけないということであつたんでありますが、実は寄附金の返礼品パートナー企業、地元の農林水産品取扱事業者の6社が実は去年の議会のちょっと前ですかね、町長のもとへ訪れて送料の負担要望を町に上申しているんですよ。ですから、これよく落語に三方一両損という小ばなしがございすけれども、そのときの大岡越前役に相当するのは、さしずめ南伊豆町であろうということになるのかもしれませんが。ぜひその辺はご検討をいただきたい。やってやれば、もう承知済みであれば承知済みで結構です。その間、その担当部局は知っていてやったのか、本当に忘れて、その告示そのものをよく理解しないで半年間放置したのか、その辺の責任問題まで言ってしまうから、そこは町長、びしっとやってください。それ答弁に入れてください。

次の問題に移ります、共通問題の次の問題に。

3月の予算委員会でも質問しましたが、それは桜まつり期間中の道の駅の駐車料金、協力金です。の徴収の廃止であります。桜並木の保全に対する協力金を名目として2014年から実質有料となっており、期間中の来訪者と料金徴収者とのトラブルは毎年発生するとともに、

協会、直売所、SNS上にも多くの苦情が寄せられています。改めて、この案件に対する当局見解を求めたいと思います。答弁によってはその再質問を用意しておりますので、よろしくお願いいたします。

それで、共通の3番目ですが、道の駅来訪者からの一番多い要望は「食事どころはありますか」という問いだそうです。道の駅全体の充実を目指すため、近年の開設箇所である、これ沼津市戸田のくるら戸田、それから函南町の伊豆ゲートウェイ函南、そしてつい最近できた月ヶ瀬の伊豆月ヶ瀬など、いずれも食事どころがあります。本町もぜひお願いしたいと思います。経営主体や場所は次の段階の議論でここでは今話しませんが、コスト等を可能な限り抑制するには、今あります温室を利用した温室レストランやFARMレストラン、これ前に議会として見学に行きました、茨城県のほうです。そういったレストランなどぜひ検討賜りたいと思いますが、見解をお答えください。

ここまでが共通問題であります。

これから、あと2つは個別の問題であります。個別問題の1番目は、その出荷者の利用する駐車スペースと出入口の整備問題であります。桜まつり期間中の混雑緩和と危険分散を目的にも対応可能と思慮されるが、既存の道の駅の出入口とは別に東側の国道の接合面、今、温泉管の布設の埋設、上から見ると、こう温泉からの布設のあれがこう2メートルぐらい下に見えますが、そこからの道路の出入口を整備するという、これは提案なんです、ぜひそれも後ほどお答えください。

最後の問題ですが、これ学校給食に対する生産補助なんです。これ教育委員会もちよっと絡んできますが、2020年4月より町内の小中学校に南伊豆産の米の提供をすることとなったそうであります。併せて、認定こども園、それらのお米も地産地消、地場の、地場産品であるお米を充当するということは、大体お互いに合意されて契約に至った、最終的には契約にいていませんが、至ったということを聞いております。町内の休耕田の再生への期待や生産者のモラル高揚などを考えると、農林行政も手助けを考慮したくなるのではないかなと私自身思うんですが、先ほど言いました年間、小中学校のお米5,000キロ、そしてあと認定こども園の1年間の500キロです。こういったものを考えると、実は新たな田んぼの1町歩当たりの収穫量が5,000キロなんです。ですから、ちょうど休耕田にしますと一町一反に相当する新たな休耕田を開発して、その地場産品のお米をそれぞれの地元の事業者のところに供給できるという図式ができる、交付されるわけですが、今までの当面の課題はただいま申し上げたとおりであります。町当局のご見解をぜひとも、まとめて一括で結構です。

町長、お願いします。

○議長（清水清一君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

共通問題の1であります、ふるさと納税に係る返礼品の送料負担の要望につきまして、本年3月10日付で要望をいただきました。

時期的にも当初予算の編成時には間に合わず、本定例会におきまして補正予算に計上させていただきましたので、後ほどご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

なお、返礼品と送料を分離することで、質・量においても充実した返礼品がご提供できるものと期待されるほか、利便性・機能性の向上を目途に、ホームページのリニューアル作業にも取り組んでおりますので、今後もさらなる「ふるさと寄附」の獲得に努めてまいります。

共通問題の2であります、桜まつり期間中の「桜保全協力金」については、イベント広告段階において適切な告知はなされており、これらの情報が来訪者に広く浸透されていない点につきましては、実行委員会に対策強化を図るよう指示いたします。

なお、この協力金は、イベント運営や桜の保全等に係る自主財源として極めて重要なものであり、公費削減にもつながるものと認識しております。

共通問題の3であります、「食事どころ」であります、平成23年度当時に来訪者調査を行い、その必要性や収益性などを検討した結果、必要なしとの結果に至った経緯がございます。

現在、湯の花直売所でも弁当販売を実施しており、近隣の銀の湯会館や役場周辺にも食事どころが点在しておりますので、現時点で道の駅敷地内への設置は考えておりません。

次に、湯の花直売所への出荷者専用出入口の整備についてであります、既存出入口や道路形状の在り方、混雑緩和と危険分散に照らし、所管する道路管理者や下田警察署などと協議する場を設けたいと考えております。

また、本年4月から町内小中学校において、南伊豆産米を使用した給食の提供が始まっております。

ご指摘のとおり、昨年度まで行ってきた学校給食会への県内一括発注による米の購入単価と比較した場合、町内で生産された米の単価は割高となるものと思われ、これら経費は給食費をもってその全てが賄われていることから、給食費の負担増にも繋がります。

一方、これらの取組は、子供たちに対する食育、地産地消の学習においても有意義なもの

と解しますので、今後、どのような形で支援できるかなど、教育委員会や現場の先生方とも検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（清水清一君） 漆田修君。

〔 9 番 漆田 修君登壇〕

○ 9 番（漆田 修君） どうもありがとうございました。

大体持ち時間としてはもう予定をちょっと過ぎておりますが、最後のこの学校給食に対する補助というんですかね、指定管理者側で買入価格に上乗せするのか、町としてそのスタンダードローンの独立した補助制度で対応するのか、選択肢はいろいろあると思うんです。ですから、ぜひその辺を併せてご検討いただきたいなと思います。

今、話はコロナに戻りますが、新しい社会様式の設立、制定ということで国も地域も合わせてその方向に行っておりますので、ぜひとも今の姿勢を堅持しながら、ぜひとも行政としては今のとおり進めてやっていただきたいと思います。大変でしょうが、どうぞよろしくお願いいたします。

以上で漆田、終わります。ありがとうございました。

○議長（清水清一君） 漆田修君の質問を終わります。

ここで10時35分まで休憩といたします。

休憩 午前 1 0 時 2 4 分

再開 午前 1 0 時 3 5 分

○議長（清水清一君） それでは、休憩を閉じ会議を再開いたします。

◇ 横 嶋 隆 二 君

○議長（清水清一君） 11番議員、横嶋隆二君の質問を許可します。

〔 1 1 番 横嶋隆二君登壇〕

○ 1 1 番（横嶋隆二君） それでは、私は南伊豆町住民と日本共産党を代表して一般質問を行

います。

新型コロナウイルスの発生から緊急事態宣言が発令、そして先日解除されての3月議会以来の議会であります。この間、新型コロナウイルスで犠牲になられた皆さん、また罹患された皆さんと、同時に罹患されていなくても経済的な問題、間接的な問題で全国民、住民が大変な状況にあります。こうした状態を一日も早く従来の状況に戻していく取組を進めていく、その上で必要である気がついたところの質問を行ってまいります。よろしくお願いいたします。

まず、1番です。新型コロナ感染症拡大で影響を受けている住民の状況と支援対応についての質問であります。

南伊豆町では、5月連休休業要請を行いました。これに応じた業者以外で関連して仕入れや受注減等、休業の波及余波が及んでいる事業者もおられます。まず、この実態をどうつかんでおられるのか、そして対応が進められているのか、あるいは今後対応を検討されているのか、この点をご答弁いただきたいと思います。

○議長（清水清一君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

新型コロナ緊急事態宣言を受けて、本町においては、ゴールデンウィークの4月29日から5月6日までの間、感染拡大地域からの人の流入を抑制するため、宿泊業、飲食業、観光施設、遊漁船・渡船業、ダイビング業の事業者に対し休業要請を行い、この要請に応じた事業所に一律20万円の協力金を支払うことといたしました。

観光が主要産業である本町といたしましては、苦渋の決断ではありましたが、結果として町内218の事業所にご協力をいただき、商工会のお力をお借りしながら、5月22日までには全申請事業者へ振込が完了いたしました。

例年ですと連休期間中は繁忙期であり、旅館・ホテル等の休業により卸・小売業などの関連事業者にも影響を及ぼし、漁業・農業の仕切り価格の低下にも影響しているものと理解しております。

また、商工会の調べによれば、新型コロナウイルス感染症の影響により、今後においても、小売業をはじめ、農漁業や各種サービス関連事業などにおいては、売上の減少が予測されております。

このため、これらの事業者に向けては、静岡県「経済変動対策貸付融資」利用者への利

子補給額の全額を、町が一定期間負担するほか、国の「持続化給付金」に係る申請手続の支援や、臨時版として全戸配布した「新型コロナウイルス感染症対策等の支援一覧」に掲げる事業者向けの支援策などを基本に、関係団体と連携を図りながら対応してまいります。

以上です。

○議長（清水清一君） 横嶋隆二君。

〔11番 横嶋隆二君登壇〕

○11番（横嶋隆二君） 続けて、これ②のところで、持続化給付金の申請状況とあります。

これ全て町で把握できるかどうかというのは分からないにしても、いわゆる商工会等を通じて、相談も含めて現時点どのぐらい把握されているのか、この点をお聞かせいただきたい。

○議長（清水清一君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に伴う営業自粛等により、特に大きな影響を受けている事業者に対して、事業の継続を支え、再起の糧としていただくため、事業全般に広く使える「持続化給付金」の受付が5月1日から開始されましたが、給付金申請の方法が国への直接申請の上、電子申請に限定されているため、申請時において様々なシステム上のエラーや入力ミスが起きているようであります。

このような中で商工会では、電子申請を行うことが困難な方のために、電子申請の入力や必要書類の確認など、経営支援の一環としてサポートを実施し、5月21日現在で49件の相談を受けたと伺っております。

加えて、5月29日には「道の駅 開国下田みなと」でもサポート会場が開設されましたので、今まで以上にスムーズな手続が進むものと考えております。

今答弁しましたように、国直接ですので、町としては全体的な申請数等は把握をしておりません。

以上です。

○議長（清水清一君） 横嶋隆二君。

〔11番 横嶋隆二君登壇〕

○11番（横嶋隆二君） それでは、①と②を答弁いただきましたが、いわゆる新型コロナウイルス非常事態宣言が、これが解除されて、若干一部で感染の拡大が広がっているところもあります。

1つは、いわゆる新型インフルエンザ等対策特別措置法、これは（新型コロナの特措法）でありますけれども、私は、いわゆる特措法の観点と今の質問した、いわゆる事業者の対応、いわゆるコロナそのものの罹患対応ということではなくて、いわゆる経済が疲弊して大変な状況、コロナでなくても経済的に死活問題、あるいは実際に犠牲者も出ている。この点の検証は全国的にもまだ時間がかかってくると思いますけれども、新型特措法、コロナの特措法そのものは緊急事態宣言を発令することに対しての法的根拠であって、これには、休業補償の条項はありません。国がいわゆる緊急事態宣言をちゅうちょしていたその前に、緊急事態宣言発令する前に、様々な取組がありました。学校休業一律にやるとかいうことありますけれども、それまでの対応はどうであったのか、一切その感染の拡大状況というのは分からないで、3月24日にオリンピック・パラリンピックが延期をされる。これが決定した後、数字がどっと出ていきなりこれが感染拡大というふうになってきた経過があると思います。

本来であれば、4月入学式、そして授業開始を南伊豆町も1日やった。ところが、それからすぐに休校になっていると。私は、国全体がまだそういう検証についてやられていないけれども、いわゆる国民の憲法に基づいた国民の生命、人権を守るという点が優先されていて、新たな感染症に対して機敏な措置が取られる、こういうことがなされる。なされていれば、いわゆる対応が後手後手ではなくて、むしろ感染爆発もない状態にきたのではないかと、現時点では仮定であります。

結果として今の日本の状況は、WHOでも状況として、数字の上として評価をされているようですが、この間、一部の医療関係者、研究者が出しているように、BCGの接種や日本的習慣の問題、そしてこの新型コロナウイルスの感染の種類、ウイルスそのものも何株か出てきて発生して、進展しているものも、進化しているものもあるみたいですが、私はそうしたことを含めて、今の結果がそうであるのであれば、本来、人権、生命を真っ先に優先した対応、オリンピック・パラリンピックではない対応をしっかりと取った場合にもっと少ない状態で抑え込むことができたのではないかという、そういう思いがあります。

もともとその特措法に戻りますが、特措法そのものが休業補償はありませんけれども、国が緊急事態宣言の発令をちゅうちょしていた点というのは、一番はお金を出さざるを得ない状況になるかどうか、これをてんびんにかけていたのではないかということが強く懸念されているところであります。いまだに国が出して、日本政府は出しておりません。

ご承知のように、昨今の報道では、持続化給付金の請負状況が何とか協議会という、いわゆる政府主導でつくった大手の一部の会社が人を出してつくった会社、実態が分からない、行っても会わない、その会社が20億円を抜いて、それで残りを電通にあげたということが報道されております。国民の苦難を救うべき事業を七百数十億円ものやる、その元でも実態が分からない、間を抜いたのが20億円もある。とんでもないことであるんですが、私はこうしたことを鑑みても、やはりヨーロッパ、アメリカもそうですけれども、事業者、一番例で挙がっているのはニュージーランドです。感染死亡者が2人出た時点で入国制限を行って、全てロックダウンをします。同時に失業者を生まないために企業に現金を出す。そして、コロナを抑え込んでいる。イギリス、ドイツもそうです。私はこうした諸外国でもやっている点から言えば、5月の連休前に静岡県が要請措置をして県が対応する。もちろんやらないよりはやったほうがいいわけですが、本来国がやるべき点という点は強く強調したいと思います。

同時に、このいわゆる限定的でしか予算的にも無理がある、こういう中で指定された事業者、いわゆる100%に近い外来のお客さんを得なければ成り立たない事業以外に、いわゆる関連の仕入れだ、あるいは仕入業者が納入ができなくて受注が減っている。こうした点も事業者も死活問題を抱えております。まして、南伊豆町がこのような小さな事業体では、そうです。波及して関連事業体の町内経済が疲弊をしていると。この点では、先ほど町長もご答弁ありましたが、農漁業関連等々も含めて利子補給や持続化給付金等々のいわゆる手続支援という話をしましたが、改めて、いわゆる今後に繋げる息ができるかどうかという、そういう状態、経済的に息ができるかどうかという状態をいわゆる商工会等々に入っている入っていないにかかわらず、町民で税金を納めている事業体に対してしっかりと調査把握をして対応策を検討する。もちろん、これは、私は町だけでやれということではありません。県、そして県から国に対して声を上げていく。

当初、政府は個々の国民に10万円給付の前は30万円を、いわゆる収入が減った家庭、非常に申請が難しい、煩雑な状態、自治体でも対応が困るような状態、これを上げていたものが世論の盛り上がりによって、これを変えざるを得ない。県公明党が言ったように報道もされましたけれども、実際には公明党は補正予算で閣議決定に30万円の給付については賛成をしている。世論の広がりによってこれを無視できなかったということなんです。それほど逼迫をしていると。芸能人がその後の問題でもツイッター等々で声を上げたのは、文化を守るべき事業に対して、ドイツではすぐさま文化は生きるための命の綱だということで支援策を打ち出した。それと日本の対応は、いわゆる俳優等々、文化団体、音楽家もそうです。にべもない対

応だったということで、この怒りが広がってきた。まだこうしたところには普及はっていない、支援はっていない。これは後づけでも声を上げて、町からも声を上げてこれを支援する。その取組をすべきではないかと思いますが、まずこうした点での対応、ご認識を伺います。

○議長（清水清一君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

商工観光課、あるいは商工会へ失業者からの直接的な相談などは、ないと聞いておりますが、事業主からは、「雇用調整助成金」の内容などについて3件の問合せ、申請手続きに関する相談を受けて対処いたしました。

申請書類の提出や問合わせ先などは下田ハローワークであります、南伊豆郷土館を会場として、個別相談会を5月末から6月にかけて計4回開催する予定でありますので、その周知に努めてまいります。

このほかでは、旅館内でサービス業務を行うエステシャンやマッサージ師などフリーランスの方々や、都内でイベント企画を行っているフリーランスの方から、施設の休業による収入の減少や自粛要請に関連したイベント中止などに伴う収入減についてご相談もあったようであります。

新型コロナウイルス感染症の発生が要因で、休業や失業など一時的または継続的に収入が減少し、生活費などでお困りの世帯に対しては、社会福祉協議会による緊急の生活資金の貸付け、売上げの減少や業績が悪化した中小企業者には日本政策金融公庫の特別融資のご案内など、適切な支援体制の継続を図りたいと考えております。

以上です。

○議長（清水清一君） 横嶋隆二君。

〔11番 横嶋隆二君登壇〕

○11番（横嶋隆二君） 事業者数の相談が3件ということで、一見少ないようでありますけれども、やはり潜在的に我慢しているというか、長い、いわゆるリーマンショックがGDPで3%ちょっとと言いましたけれども、南伊豆町も長い間の不況で、いわゆる住民が守りの状態、営業というか事業に関しても設備投資や事業拡大ではなくてしっかりと自方を守っている、そういう状態の中で、やはり踏ん張っているあかしじゃないかというふうに思うんです。だからこそ深刻な問題を抱えて、いわゆるもう相談をするか、それでなければ辞めるか

かどうか、廃業かとか、そういう思いを持っている事業者も少なくないと思います。

こうした点では、きめ細かな対応を、なかなか行政まで来て高い敷居をまたいで相談、あるいは商工会でもそうです。様々な関係から歩み寄って相談をする、個を受けることを含めて対応を求めたいと。

同時に、改めて金融公庫とか、その制度もありますけれども、県・国に対して強く、いわゆる生活者の声を上げていただきたいというふうに思います。これは要望であります。

次２番目の問題です。２番目の質問です。

今後の問題です。新型コロナウイルスへの対応、対策で、①として、静岡県の緊急事態宣言は解除されたが、次期新型コロナウイルスというか、いわゆる次の流行を視野に入れた対応について今から進める必要があるがどのように考えているか。

○議長（清水清一君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

国では、新型コロナウイルスの感染者拡大を受け４月１６日に緊急事態宣言を全国都道府県に拡大いたしました。

本町においては、町民の皆様に向けて、手洗い・咳エチケットの徹底を促し、３密の回避や、不要不急の外出自粛など感染症拡大防止対策の実践に加え、全国的に懸念された大型連休中の人の流れを抑制するための措置として、観光事業者等への休業要請を実施し、さらなる感染拡大防止対策を実施したところであります。

また、これら早期の事態収束に向けた全国的な取組の効果もあり、５月１４日に静岡県を含めた３９県で緊急事態宣言が解除となり、２５日には全ての都道府県で宣言解除が達成され、４月７日に始まった緊急事態宣言は約１か月半をもって終了いたしました。

しかしながら、感染症の治療薬やワクチンが完成するまで、一人ひとりが感染予防に向けた正しい取組が極めて重要であることから、町民の皆様には、国が掲げる「新しい生活様式」の実践をもって基本的な感染症対策に臨まれるよう周知徹底を図り、さらなる感染防止や蔓延防止に取り組んでまいります。

以上です。

○議長（清水清一君） 横嶋隆二君。

〔１１番 横嶋隆二君登壇〕

○１１番（横嶋隆二君） １番目の質問で行った、主に経済対策ですけれども、南伊豆町の場合

合は、いわゆる首都圏、東京から感染源保菌者が来て、それが町内で若干広がったと。そういう事例がありました。半島内地方は割とそういう事例が多い状態ですけれども、全体としては、その影響よりも経済的な、いわゆる休業要請や感染を拡大しないための経済活動の自粛で、むしろそちらのほうの影響が多い。

冒頭に新型コロナ特措法の話をしましたけれども、いわゆる新型コロナの感染状況がいまだにどういう状況か分かっていないと。それはPCR検査の数が一つであります。これは保健所に感染者、帰国外来相談センターで保健所を窓口として受けると、その保健所数が10年前から、十数年前から行革で半数に減らされて、職員も、これも非正規が増えている。こうした中で飽和状態にあると。もちろん医療のほうもそれに対して対応ができない状態、南伊豆町も含めた賀茂郡2次医療圏の中での感染病床の確保数は4床であります。重症化した場合は管外に搬送しなければならない状態であります。

よく考えれば、今質問の瞬間でマスク外していますけれども、やっとPCR検査ではない抗体検査をサンプル的にやるという報道がされております。それと、温度検知も含めた対応をしておれば、保菌者でなければ、罹患者でなければマスクをしている必要は本当にあるのか、こういうこともあります。何か分からないからこういう状態にある。PCR検査を全部していれば、罹患していないとなれば、これは必要ないわけです。どうしてそういうことを言うかという、緊急事態宣言が解除され、いわゆる県をまたいでの移動も間もなく解除されます。観光事業者の方々も、もちろん歓迎をしておりますけれども、現時点ではこういう声が出ています。久しぶりに宿泊が入ったけれども、県内の西のほうから予約が入ったけれども、この同じ宿泊日に首都圏からのお客さんはいませんかねとか、そういう不安の声がある。安心して小さな民宿で受けられるか、旅館、ホテル等々もそうです。こうした点から言えば、首都圏も含めて大都市で早くPCR検査や抗体検査をしっかりと、抗体検査よりもPCR検査です。それで、安全性の確認もすることで、いわゆる普通の状態に戻る、戻せる、その根拠ができてくるのではないのでしょうか。もちろん、これは感染症の対応をする管轄、県そして国の対応になります。これが3番目にも関連してくるわけですが、こうした思いを持っているわけですが、こうしたことに関して認識をどのようにお持ちかご答弁をいただけますか。

○議長（清水清一君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

議員もご承知のとおり、賀茂医療圏における第2種感染症指定医療機関は下田メディカルセンターのみで、感染症病床は2室4床であります。

賀茂圏域内での対応においては、重症化リスクのある感染者は、設備が充実した圏域外への搬送手段が取られたことから、病床は逼迫という状況に陥りませんでしたが、限られた医療資源を活用し、医療従事者を疲弊させず、医療崩壊を起こさせないようにするためにも「チーム静岡」での対応を切に願うばかりであります。

陽性患者を受け入れた感染症指定医療機関では、風評被害等で患者数が激減し収益的に苦しい状況に追い込まれたとの話を聞いておりますが、最前線に対応してくださる医療従事者が安心して医療活動に専念できるよう一部事務組合下田メディカルセンターの管理者や各首長とも協議を図り、しかるべき支援を国、県に要望してまいります。

以上です。

○議長（清水清一君） 横嶋隆二君。

〔11番 横嶋隆二君登壇〕

○11番（横嶋隆二君） まさに2次医療圏の問題、感染症であれば県の管轄でありますけれども、まさにこの国家的な問題で今新型コロナウイルスでありますけれども、今後また人類種が進んでいくに従って、新たな感染症が生まれる可能性というのは少なからず想定をしておいたほうがいい。その際に現状の対応、4床の感染症の対応でいいのか、これ常時は空いているわけですから、その分、医療機関の負担になるわけです。それをもちろん、国、県が対応するわけですが、今、町長が言われたように、コロナの感染者を指定感染症対応で受け入れていると軒並み減収です。患者の普通の外来自粛をしている。先週もテレビで報道されておりましたが、こうした点は迅速に国に対して対応を行う、このことを言葉上で感謝をするとか、これ町長ではなくて政府ですよ。ブルーインパルスを飛ばして感謝の意とかと言うんだけど、逼迫してもう年間1億円も収入も、これ200床の病院とかで年間1億も減収になっているということが報道されているんです。それはまだその後づけがないからですよ。こうしたことを、いわゆる下田メディカルを抱える1億の南伊豆町からもしっかりと意見具申をしていくということ、それと町長も言われた、ここでの感染症の罹患者を重症化して搬送したがために、救急体制が、これが一時的に空白になるという事態も生まれている。こうした認識は、やはり事務組合、そちらのほうの消防関係の事務組合を取られている点、構成している観点からどのようにご認識をされているか。

○議長（清水清一君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

確かに重症者を搬送するのに下田消防組合の救急車で搬送したという事例がございました。これは、県のほうからの要請を受けた中で、管理者である下田市長が判断をして搬送したということでもありますので、当然、命にかかわることですので、報告を受けたときに、私も特に問題には思いませんでした。ただ圏域内において、やはり今度救急搬送に不手際が起きてはいけないということでありまして、その当時の、私、連絡を受けてすぐ土屋補佐官にも連絡をしましたけれども、県のほうとはそのように連絡を取ってしっかりと要望はしてあります。

以上です。

○議長（清水清一君） 横嶋隆二君。

〔１１番 横嶋隆二君登壇〕

○１１番（横嶋隆二君） 言葉がはっきり聞こえるようにちょっと声が大きいですがけれども、責任ではなくてね、今後の問題として、やはり、もちろんそれがそうしてよかったということなんです。やったことに対して空白になったことを批判しているのではなくて、今後の対応で起きた場合に、そうしたことはないバックアップの想定をしっかりと立てるべきではないかという点、それも町だけではなく対応をです、その点の認識を聞きたい。

○議長（清水清一君） 健康増進課長。

○健康増進課長（山田日好君） お答えします。

今回、患者の搬送につきましては、まず重症化になる前に搬送させると。重症化になったら事は重大になってきますので、重症が予見される方を搬送しているというような状況です。

また、そういう人たちを搬送させるために、たしか県のほうで車のほうを１台受けて、それを賀茂、現在の健康福祉センターのほうに回しているという情報もあります。

それなもので、なるべく軽症者、未発症者につきましては、そういう方々をそういう車に乗せて、しかるべきところ、病院もしくは軽症者、無発症者についてはここでの特に搬送するような対応を取っていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（清水清一君） 横嶋隆二君。

〔１１番 横嶋隆二君登壇〕

○１１番（横嶋隆二君） ぜひ今後、もちろんコロナもまた時期的に拡大する可能性もなきに

しもあらずでありますけれども、それだけではない新たなことが起きた、起きる可能性がある。そのためにもぜひ県の様々な場で声を上げてほしいと。

同時に、このいわゆる対応の問題で言えば、感染症を受け入れて、その後の対応で言えば、人工心肺、そしてエクモ、それはもっと進化しているところですから、扱える機関、こうしたものを3次救急医療圏の中にしっかりと位置づけることが必要ではないかという点、こうした見解も県に対して、もちろん国もそうです。国がきちんとお金を出す。そういうことをする。しかも、今、厚生労働省が昨年の秋から全国の公立病院をはじめとした医療機関の病床削減をしています。しかし、このコロナウイルスの中、国会でも質疑があったけれども、並行してやっていると。実体的には蔓延した場合にもっと対応が逼迫する状況、ベッド数が足りないということも報道されていたと思いますけれども、こうした点に関してなかなか自治体として面と向かった批判ということは難しいでしょうけれども、いわゆるこうしてほしいという要望、たまたま下田メディカルセンターは、病床削減の対象にはなりませんでしたが、いわゆる2次医療圏、そして3次医療圏で人工心肺等との体制を整えられる、そうしたところを充実する要望はしっかりとして当然ではないかと思いますが、改めて、この点に関しては、町長のご見解を伺いたいと思います。

○議長（清水清一君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

その件に関しましても、県並びに下田メディカルセンター構成自治体と一緒に協議しながら進めていきたいなと、検討していきたいなと考えております。

以上です。

○議長（清水清一君） 横嶋隆二君。

〔11番 横嶋隆二君登壇〕

○11番（横嶋隆二君） よろしくお願ひいたします。

この2番の最後の④です。

こうした感染症関連問題で様々な課題が浮き彫りになりましたけれども、食料品や衛生用品など感染予防生活支援の備蓄に関してはどのような見解があるか、この点をお聞かせいただきたいと思います。その後、マスクの国内生産とか、これをしている事業者も出て心強い限りですが、ご答弁をお願いいたします。

○議長（清水清一君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

ご指摘の衛生用品等につきましては、マスクの約1万8,000枚、手指消毒薬300リットル以上を備蓄しており、食料については9万食を用意し、このほか感染症対策として防護服約100着をストックしております。

最近の感染症の流行を見ますと、「SARS」や「MERS」、新型インフルエンザなど約10年周期で繰り返されており、感染症対策においても平時における備えが極めて重要であることを痛感させられましたので、今後においても、衛生用品の備蓄については積極的に進めてまいります。

以上です。

○議長（清水清一君） 横嶋隆二君。

〔11番 横嶋隆二君登壇〕

○11番（横嶋隆二君） 新型コロナウイルス関連は以上でありますけれども、いずれにしても、日本は昨年秋に消費税が10%に増税されて、それだけでGDPの10月から12月は年間マイナス3.4%ということであります。それにコロナの状況が加わって、新型コロナの緊急事態宣言が解除され交流が増えるといっても、新しい生活様式ということ、一定のディスタンスをすると観光業などを含めとして、いわゆる採算ベースに乗るかどうかが問われています。今後、長いスパンで見たときに、事業者、住民生活をしっかりとバックアップするという観点をしっかりと取っていくことが重要だというふうに思いますので、改めて、大変な中でありますけれども、私は繰り返し、県、国、税の6割は国税であります。国内の税金の6割が国税で、18%が都道府県、47の都道府県で、22%が約1,800、1,700幾つある自治体が22%です。どこがしかるべき役割を果たすかという点で言えば国であります。持続化給付金でも、何とか協議会を経由して20億円もそこに落として直接入札をすればいいものを、こうしたことをやっていることがとんでもないことだということを訴えたいと思います。どんなに国民が大変な下で営業しようとしているのか、納税をしているのか、そうした点をぜひ受け止めて今後の対応をお願いしたいと思います。

3つ目は、おたふく風邪ワクチン接種の推進です。これ3月議会で国に対して意見書を出したところであります。これは、感染症あるいは関連、いわゆる免疫を高める、そうした取組で、既に郡下でも西伊豆町がやっていることでありますので、こうしたことをやはり着実に進めていくことが必要ではないか。

2番目の②の質問で感染症予防対策の町の強化策とありましたけれども、新型コロナにかかわらず、様々な感染予防の問題、1番目でも出しましたけれども、BCG接種が日本で引き続き行われていること、こうしたことも、今回の局の一つではないかという、そういう観測もありますが、おたふく風邪ワクチン接種を町独自で進めることに関してご認識を伺いたいと思います。

○議長（清水清一君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

おたふく風邪は、無菌性髄膜炎、聴力障害、精巣炎など、合併症の多い小児期疾患とされ、予防の観点から平成元年度以降において、麻疹、おたふく風邪、風疹を合わせた3種混合ワクチン「MMRワクチン」として定期接種されておりました。

しかし、このワクチンは、無菌性髄膜炎の発生頻度が高かったことから、平成5年度以降、定期接種から除外され、現在は単独ワクチンによる任意接種となっております。

現在、国において定期接種に向けた議論が行われていることなどから、国の動向及び住民の皆さまのご意向も勘案しながら検討をまいります。

これから国の動向等については、健康増進課長から答弁をさせます。

以上です。

○議長（清水清一君） 健康増進課長。

○健康増進課長（山田日好君） 国の動向についてお答えさせていただきます。

国の動向についてですが、おたふく風邪ワクチン接種再開に向け、平成25年に開催された第3回予防接種基本方針部会で、「仮に広く接種するに当たっては、より高い安全性が期待できるワクチン承認が前提であり、新たなMMRワクチン開発が望まれる。」とされました。残念ながら、新たなMMRワクチンについては、現在も開発中であり薬事承認には至っていない状態です。

本年1月17日に開催された「第15回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科予防接種基本方針部会ワクチン評価に関する小委員会」で、おたふく風邪の合併症である難聴について議論されており、単味ワクチンの議論も行うことで整理されました。

国としては、同時期に接種するMR、麻疹、風疹ワクチンと併せて3種混合ワクチンとして接種させたいが、安全性が問題視されておりますので、新ワクチンの開発を望んでおりましたが、開発が進んでいない状況もあり、単味ワクチンの接種を検討し始めたというところ

であります。

以上です。

○議長（清水清一君） 横嶋隆二君。

〔11番 横嶋隆二君登壇〕

○11番（横嶋隆二君） ぜひ安全なワクチンができることを、それと動向を見守りながら、ぜひ対応を進めていただきたいというふうに思います。

今日は若干時間余っていますけれども、これで質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（清水清一君） 横嶋隆二君の質問を終わります。

ここで11時35分まで休憩といたします。

休憩 午前11時24分

再開 午前11時35分

○議長（清水清一君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

◎報第1号の上程、説明、質疑

○議長（清水清一君） これより議案審議に入ります。

報第1号 専決処分の報告について（南伊豆町税賦課徴収条例等の一部を改正する条例）を議題といたします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 報第1号の提案理由を申し上げます。

本件は、地方税法の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）が令和2年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されたことに伴い、南伊豆町税賦課徴収条例等の一部を改正する必要が生じたため、町長の専決処分に関する条例第1条第4号の規定に基づき、報告す

るものであります。

詳細については、町民課長から説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（清水清一君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

町民課長。

〔町民課長 高野喜久美君登壇〕

○町民課長（高野喜久美君） 報第1号についてご説明を申し上げます。

本件につきましては、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令、地方税法施行規則の一部を改正する省令が、令和2年3月31日にそれぞれ公布され、いずれも、原則として令和2年4月1日から、また、一部については公布の日から施行されることに伴い、法律の公布と同時に、南伊豆町税賦課徴収条例の一部を改正する必要が生じたため、令和2年4月1日付をもって専決処分いたしましたので、ご報告とご承認をお願いするものでございます。

本件改正については、第1条から第7条までの改正となっております、改正内容につきましては、議案に付してございます改正文及びお手元の資料ナンバー1、新旧対照表をご確認ください。

新旧対照表の右側が改正前、左側が改正後の条文で、アンダーライン部分が改正箇所となっております。

主な改正点についてご説明させていただきます。

まず、個人住民税の関係からお願いいたします。

全ての独り親家庭に対して公平な税制を実現する観点から、「婚姻歴の有無による不公平」と「男性の独り親と女性の独り親の間の不公平」を同時に解消するため、次の措置を講ずることとされました。

1点目は、未婚の独り親に対する税制上の措置及び寡婦控除の見直しにより、婚姻歴の有無や性別にかかわらず、生計を一にする前年の総所得金額等が48万円以下の子を有する単身者について、同一の控除、控除額30万円が適用されます。

次に、個人住民税の人的非課税措置の見直しにより、現行の寡婦、寡夫等に対する個人住民税の人的非課税措置が見直され、前年の合計所得金額135万円以下の独り親及び寡婦を対象とする措置が講じられます。

次に、固定資産税でございますが、所有者不明土地等に係る固定資産税の課税上の課題に対応するため、所有者情報の円滑な把握や課税の公平性の確保の観点から、次の措置を講ずることとされました。

1点目は、現に所有している者（相続人等）の申告の制度化が図られ、登記簿上の所有者が死亡し、相続登記がされるまでの間における現所有者（相続人等）に対し、条例で定めるところにより、氏名・住所等必要な事項を申告させることができることとなります。同制度は、令和2年4月1日以後に現所有者であることが分かった者について適用されます。

また、使用者を所有者とみなす制度の拡大が図られ、住民票、戸籍等の公簿上の調査、使用者と思われる者やその他関係者への質問等の調査を尽くしてもなお固定資産の所有者が1人も明らかとならない場合、事前に使用者に対して通知した上で、使用者を所有者とみなして、固定資産税台帳に登録し、固定資産税を課すことができることとなります。

同制度は令和3年度分以後の固定資産税について適用されます。

その他では、連結納税制度の見直しに係る所要の措置、低未利用土地の活用促進に係る特別控除の創設、及び軽量な葉巻たばこの課税方式の見直しなどの措置が講じられます。

また、地方税法の改正を受け、同法との整合性を保つための条文整備及び改元の対応を図ります。

最後に、附則についてご説明いたします。

この条例は、令和2年4月1日から施行するものです。

ただし、個人住民税関係の規定の一部は令和3年1月1日から、法人住民税関係の規定の一部は令和4年4月1日から、固定資産税関係の規定の一部は令和2年4月1日及び令和3年1月1日から、町たばこ税関係の規定の一部は令和2年10月1日及び令和3年10月1日から施行することになります。

以上で内容説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（清水清一君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 質疑ありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これにて報告を終わります。

◎報第2号の上程、説明、質疑

○議長（清水清一君） 次に、報第2号 放棄した債権の報告について、を議題といたします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 報第2号の提案理由を申し上げます。

本件は、普通河川に関する占用料について、消滅にかかる時効期間が満了し、かつ債権者に履行する意思がないと判断される、平成12年度から平成26年度分の滞納者28名、滞納件数204件、滞納額44万4,900円の債権を、令和2年3月31日付をもって、南伊豆町債権の管理に関する条例第6条第1項の規定に基づき放棄いたしました。

このため、これら放棄した債権について、南伊豆町債権の管理に関する条例第6条第2項に基づき報告するものであります。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（清水清一君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

長田美喜彦君。

○6番（長田美喜彦君） この賦課条例のこれは固定資産ですから、要するに川に架かっている橋ですよね、これはね。これを要するに撤去したということでもいいんですか、これは。

○議長（清水清一君） 地域整備課長。

○地域整備課長（飯田満寿雄君） お答えいたします。

今現在、橋は架かっておりますが、お亡くなりになったり、行方が不明になって支払っていただけないものが今現在、12年から26年の間で28名ほどの方がいられるということで、そちらのほうの債権を放棄させていただきたいということでございます。

以上です。

○議長（清水清一君） 長田美喜彦君。

○6番（長田美喜彦君） これはじゃ、今後これは撤去するということで、撤去するというか、もうないものということでいいんですよね。

○議長（清水清一君） 地域整備課長。

○地域整備課長（飯田満寿雄君） お答えいたします。

こちらのほうにつきましては、3年に一度の更新になってございます。期間が切れたものについて申請がない場合には、廃止の手続きを取らせていただいて指導のほうに入ると、撤去手続きをしていただくというような方向で考えております。

以上です。

○議長（清水清一君） そのほかにございませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 質疑ありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これにて報告を終わります。

◎報第3号の上程、説明、質疑

○議長（清水清一君） 次に、報第3号 繰越明許費繰越計算書の報告について（令和元年度南伊豆町一般会計）を議題といたします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 報第3号の提案理由を申し上げます。

本件は、令和元年度南伊豆町一般会計補正予算（第5号）において議決を経た繰越明許費について、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、議会に報告するものであります。

詳細については、総務課長から説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

ます。

○議長（清水清一君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 渡邊雅之君登壇〕

○総務課長（渡邊雅之君） それでは、報第3号について内容説明をさせていただきます。

本件につきましては、本年3月定例会におきまして、令和元年度南伊豆町一般会計補正予算（第5号）としてご審議をいただき、議決を経た繰越明許費でありまして、地方自治法施行令第146条第2項の規定により本繰越計算書をもって、議会にご報告をさせていただくものでございます。

議案に付してございます繰越明許費繰越計算書をご覧いただきたいと思います。

繰越事業の概要といたしましては、令和4年4月の認定こども園一園化に向け、手狭となる南伊豆認定こども園の増築工事に伴う設計委託料として1,000万円のほか、昨年10月の台風19号により被災した農業者の農業用施設の復旧に対する補助金交付で193万9,000円、架橋後41年が経過し、経年劣化による損傷が激しい前原橋の長寿命化修繕工事で3,260万円、町営中木住宅のバルコニー手すり修繕工事及びその設計施工監理委託料で753万5,000円、昨年9月の台風15号及び10月の台風19号により被災した町道1路線、河川1本、漁港2港、海岸保全施設1施設の復旧工事費として計2,058万2,000円を計上したものでございます。

当該計算書下段に記載のとおり、事業費総額1億911万6,000円のうち、7,265万6,000円を翌年度に繰り越したものでありまして、当該繰越額の財源内訳は記載のとおりでございます。

内容説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（清水清一君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 質疑ありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これにて報告を終わります。

◎議第50号の上程、説明、質疑、討論、採択

○議長（清水清一君）　続きまして、議第50号　専決処分の報告及び承認を求めることについて（南伊豆町税賦課徴収条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長　岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君）　議第50号の提案理由を申し上げます。

本議案は、地方税法の一部を改正する法律（令和2年法律第26号）が令和2年4月30日に公布され、同日から施行されたことに伴い、南伊豆町税賦課徴収条例の一部を改正する必要が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、4月30日付で専決処分いたしましたので、報告及び承認を求めるものであります。

詳細については、町民課長から説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（清水清一君）　提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

町民課長。

〔町民課長　高野喜久美君登壇〕

○町民課長（高野喜久美君）　議第50号の内容説明を申し上げます。

本件につきましては、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置が講じられたことから、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令、地方税法施行規則の一部を改正する省令が令和2年4月30日にそれぞれ公布され、いずれも、原則として令和2年4月30日から施行されることに伴い、法律の公布に合わせ、南伊豆町税賦課徴収条例の一部を改正する必要が生じたため、令和2年4月30日付をもって専決処分したのでご報告申し上げ、ご承認をお願いするものでございます。

本件の改正については、第1条及び第2条の改正となっております。

改正の内容につきましては、議案に付してございます改正文及びお手元の資料ナンバー2 新旧対照表をご確認ください。

新旧対照表におきましては、右側が改正前、左側が改正後の条文で、アンダーライン部分が改正された箇所となっております。

本改正においては、新型コロナウイルスによる経済活動減少による収入や、売上高の減少に対応するための税制措置が講じられております。

まず、徴収猶予制度の特例についてであります。新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月以降の収入に相当の減少（前年同期比、おおむね20%以上の減）があり、納税することが困難である事業者等に対し、無担保かつ延滞金なしで、1年間徴収を猶予できる特例が設けられました。

次に、固定資産税の関係では、中小企業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税等の軽減措置が講じられ、令和3年度課税の1年分に限り、償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税の課税標準を2分の1またはゼロとするものです。

また、生産性革命の実現に向けた償却資産に係る固定資産税の特例措置について、新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも、新規に設備投資を行う中小企業者等を支援する観点から、適用対象を拡充するとともに適用期限を2年延長することとされました。

次に、軽自動車税の関係では、軽自動車を取得した場合、軽自動車税環境性能割の税率を1%分軽減する特例措置について、その適用期限を6か月延長し、令和3年3月31日までに取得したものを対象とすることとされました。

その他では、新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例のほか、住宅借入金等特別税額控除の特例の措置が講じられております。

最後に、附則の説明をさせていただきます。

この条例は令和2年4月30日から施行するものです。

ただし、第2条の規定は令和3年1月1日から施行することになります。

以上で内容説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（清水清一君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 質疑ありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 次に、原案に賛成者の発言を許可いたします。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 討論をする者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第50号議案は原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（清水清一君） 全員賛成です。

よって、議第50号議案は原案のとおり承認することに決定しました。

ここで昼食のため、午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時55分

再開 午後 1時00分

○議長（清水清一君） それでは、休憩を閉じ会議を再開いたします。

◎議第51号の上程、説明、質疑、討論、採択

○議長（清水清一君） 議第51号 専決処分の報告及び承認を求めることについて（令和2年度南伊豆町一般会計補正予算（第1号））を議題といたします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第51号の提案理由を申し上げます。

本議案は、新型コロナウイルス感染症の発生に伴う売上げ減少や、資金繰りの悪化に対応

するものとして、静岡県経済変動対策貸付金資金（新型コロナウイルス感染症対応枠）を借り入れた中小企業事業者に対し、静岡県の利子補給金に上乗せするための利子補給金を、新たに予算化する必要が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき4月1日付で専決処分いたしましたので報告及び承認を求めるものであります。

なお、この後の議第52号及び議第53号についても、新型コロナウイルス感染症関連補正予算を専決処分したものでありますので、議案ごと、総務課長から説明させます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（清水清一君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 渡邊雅之君登壇〕

○総務課長（渡邊雅之君） それでは、議第51号の内容説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをご覧いただきたいと思います。

第1条に記載のとおり、歳入歳出予算の総額に1,000万円を追加し、予算の総額を49億7,000万円としたいものでございます。

それでは、まず初めに、歳出に係ります補正項目からご説明をさせていただきます。

予算書の14、15ページをお開きいただきたいと思います。

6款の商工費の1項2目商工振興費に1,000万円を計上いたしました。これは、新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、売上げの減少や資金繰りが悪化した中小企業事業者が、静岡県経済変動対策貸付金（新型コロナウイルス感染症対応枠）を借り受けた場合に発生する利子相当額に対し、県の利子補給金に上乗せして利子補給金を交付し、財政的な支援を図るものであります。

引き続きまして、歳入についてご説明を申し上げます。

12ページ、13ページをご覧いただきたいと思います。

本補正予算に要する財源は、10ページ及び11ページでもご案内してございますが、全て一般財源でございます。この時期には繰越金が確定しないため、20款2項1目基金繰入金のうち、財政調整基金繰入金に1,000万円を計上し、基金を取り崩す形で財源を確保いたしました。

以上で内容説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（清水清一君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 質疑ありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 討論をする者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第51号議案は原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（清水清一君） 全員賛成です。

よって、議第51号議案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

◎議第52号の上程、説明、質疑、討論、採択

○議長（清水清一君） 次に、議第52号 専決処分の報告及び承認を求めることについて（令和2年度南伊豆町一般会計補正予算（第2号））を議題といたします。

内容説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 渡邊雅之君登壇〕

○総務課長（渡邊雅之君） それでは、議第52号の内容説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをご覧くださいと思います。

第1条に記載のとおり、歳入歳出予算の総額に5,216万4,000円を追加し、予算の総額を50

億2,216万4,000円としたいものでございます。

それでは、まず初めに、歳出に係ります補正項目からご説明をさせていただきます。

12、13ページをご覧いただきたいと思います。

6款商工費の1項2目商工振興費に5,100万円を計上いたしました。これは、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、4月29日から5月6日の大型連休中に町の休業要請に応じていただいた宿泊・飲食業等の事業者へ協力金を支給するものであります。

次に、8款消防費の1項5目災害対策費には、マスク及び消毒液の購入費として116万4,000円を計上いたしました。これは、品薄で入手が困難であった両商品の購入見込みが立ったため、この機会に購入し、備蓄品の在庫補充を図るものでございます。

引き続きまして、歳入についてご説明を申し上げます。

10ページ、11ページをご覧いただきたいと思います。

マスク及び消毒液の購入に係る財源といたしましては、17款の県支出金2項7目消防費県補助金の緊急地震・津波対策等交付金に58万2,000円を計上いたしました。これは、事業費の2分の1に相当する額でございます。

また、休業協力金の財源といたしましては、20款2項1目基金繰入金の財政調整基金繰入金に5,158万2,000円を計上いたしました。これは、専決時点で、県の財政支援策が不明であったため、基金を取り崩して財源を確保したものでございます。

以上で内容説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（清水清一君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 質疑ありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可いたします。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第52号議案は原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（清水清一君） 全員賛成です。

よって、議第52号議案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

◎議第53号の上程、説明、質疑、討論、採択

○議長（清水清一君） 次に、議第53号 専決処分の報告及び承認を求めることについて（令和2年度南伊豆町一般会計補正予算（第3号））を議題といたします。

内容説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 渡邊雅之君登壇〕

○総務課長（渡邊雅之君） それでは、議第53号の内容説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをご覧くださいと思います。

第1条に記載のとおり、歳入歳出予算の総額に8億2,160万6,000円を追加し、予算の総額を58億4,377万円としたいものでございます。

それでは、まず初めに、歳出に係ります補正項目からご説明をさせていただきます。

予算書の12、13ページをお開きいただきたいと思います。

2款総務費の1項16目に特別定額給付金給付費を新設し、8億1,337万円を計上いたしました。これは、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた全国民を支援する取組みとして、市町村が事業主体となり、国民1人当たりに特別定額給付金を10万円支給し、迅速に財政的支援を行うものであります。

また、3款民生費の2項3目子育て支援費には823万6,000円を計上いたしました。こちらは、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた子育て世帯を支援する取組みでありまして、特別定額給付金給付事業同様、市町村が事業主体となり、児童手当の対象となる子供を養育している保護者に対し、1人当たり1万円の子育て世帯臨時特別給付金を支給し、家計を支

援するものであります。

引き続きまして、歳入についてご説明を申し上げます。

お戻りいただいて、10ページ、11ページをご覧くださいと思います。

16款の国庫支出金の2項1目総務費国庫補助金に8億1,337万円を、民生費国庫補助金には820万1,000円を計上いたしました。前者は特別定額給付金事業のものであって、後者は子育て世帯臨時特別給付金事業の財源であります。子育て世帯臨時特別給付金事業に係るシステム改修費を除き、経費の全額に相当する額が交付をされます。

以上で内容説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（清水清一君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。ありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可いたします。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 次に、原案に賛成者の発言を許可いたします。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第53号議案は原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（清水清一君） 全員賛成です。

よって、議第53号議案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

◎議第54号の上程、説明、質疑、討論、採択

○議長（清水清一君） 次に、議第54号 南伊豆町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例制定について、を議題といたします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第54号の提案理由を申し上げます。

本議案は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律が、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律に改められたことから、南伊豆町固定資産評価審査委員会条例第6条第2項中に引用する法律の名称等について、所要の改正を行うものであります。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（清水清一君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 質疑ありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可いたします。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 次に、原案に賛成者の発言を許可いたします。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 討論する者もおりませんので、討論を終わります。

採決します。

議第54号議案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（清水清一君） 全員賛成です。

よって、議第54号議案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎議第55号の上程、説明、質疑、討論、採択

○議長（清水清一君） 次に、議第55号 南伊豆町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について、を議題といたします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第55号の提案理由を申し上げます。

本議案は、令和2年3月4日公布の放課後児童健全育成事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令に伴い、本条例の一部を改正するものであります。

改正内容では、放課後児童支援員資格研修の実施公共団体は、都道府県知事または指定都市の長となっており、これに中核市の長を加え、実講機会の拡大を図るものであります。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（清水清一君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 質疑ありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第55号議案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（清水清一君） 全員賛成です。

よって、議第55号議案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎議第56号の上程、説明、質疑、討論、採択

○議長（清水清一君） 議第56号 南伊豆町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について、を議題といたします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第56号の提案理由を申し上げます。

本議案は、令和2年4月1日公布の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令に伴い、本条例の一部を改正するものであります。

改正の主なものは、条例に定める支援施設等の運営に関する基準について、関係条文への明確化を図るものであります。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（清水清一君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 質疑ありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可いたします。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第56号議案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（清水清一君） 全員賛成です。

よって、議第56号議案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎議第57号の上程、説明、質疑、討論、採択

○議長（清水清一君） 次に、議第57号 南伊豆町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について、を議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第57号の提案理由を申し上げます。

本議案は、令和2年3月26日公布の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令に伴い、本条例の一部を改正するものであります。

改正の主なものは、前議案と同様に、条例に定める家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準について、関係条文への明確化を図るものであります。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（清水清一君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第57号議案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（清水清一君） 全員賛成です。

よって、議第57号議案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎議第58号の上程、説明、質疑、討論、採択

○議長（清水清一君） 次に、議第58号 南伊豆町介護保険条例の一部を改正する条例制定について、を議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第58号について提案理由を申し上げます。

本議案は、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定に関する政令の一部を改正する政令等の施行に伴い、本条例の一部を改正するもので、低所得者の保険料軽減策の充実強化を図るものであります。

詳細については、福祉介護課長より説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（清水清一君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

福祉介護課長。

〔福祉介護課長 高橋健一君登壇〕

○福祉介護課長（高橋健一君） 議第58号について詳細説明を申し上げます。

本議案は、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定に関する政令の一部を改正する政令等の施行に伴い改正するものでございます。

内容については、低所得者の保険料軽減強化を目的としております。

資料ナンバー7をご覧ください。

この保険料軽減強化については、消費税率引上げによる財源の手当であることを反映し、第2条2項については、第1段階の保険料について従前の基準額0.375%である3万1,050円から0.3%の2万4,840円に、3項については、第2段階の保険料を基準額の0.625%である5万1,750円から0.5%の4万1,400円に、4項については、第3段階の保険料を基準額の0.725%である6万30円から0.7%の5万7,960円にそれぞれ軽減するものでございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（清水清一君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 質疑ありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可いたします。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第58号議案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（清水清一君） 全員賛成です。

よって、議第58号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第59号の上程、説明、質疑、討論、採択

○議長（清水清一君） 次に、議第59号 南伊豆町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について、を議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第59号の提案理由を申し上げます。

本議案は、地方税法の改正に伴い、国民健康保険税に係る軽減判定所得の見直しを行うものであります。

詳細については、町民課長から説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（清水清一君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

町民課長。

〔町民課長 高野喜久美君登壇〕

○町民課長（高野喜久美君） 議第59号についてご説明申し上げます。

今般の国民健康保険税条例の一部改正につきましては、上位法令であります地方税法等の一部を改正する法律等の施行に伴うもので本年2月開催の南伊豆町国民健康保険運営協議会におきまして「令和2年度南伊豆町国民健康保険事業計画」の中で、ご承認をいただいているものでございます。

お手元の資料ナンバー8、新旧対照表をご覧ください。

新旧対照表につきましては、左側が改正後、右側が改正前の条文で、アンダーライン部分が改正箇所となっております。

第23条は、国民健康保険税の減額について定めたものでございます。

国民健康保険税は、応能割として所得割額、応益割として被保険者均等割額及び世帯別平

等割額の合計額によって課税されていますが、保険税の負担能力が特に不足している被保険者を救済するため、世帯の所得が一定額以下の場合には、応益割の部分の保険税について7割・5割・2割軽減を行っています。

低所得者に係る軽減措置の拡充は平成31年度税制改正においても実施され、今回も同様に、5割軽減、2割軽減基準の軽減判定所得について改正するもので、具体的には、国民健康保険税の軽減の対象となる所得の基準について、第2号に規定する5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数（世帯内に特定同一世帯所属者がいる場合にあっては、特定同一世帯所属者との合計数）に乘すべき金額を28万円から28万5,000円に、第3号に規定する2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数（世帯内に特定同一世帯所属者がいる場合にあっては、特定同一世帯所属者との合計数）に乘すべき金額を51万円から52万円に、それぞれ引上げ、低所得者層の負担軽減を図るものです。

附則第4項及び第5項の規定は、低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の特別控除が創設されたことから、規定中「第35条の2第1項」の次に、「第35条の3第1項」を加えるものです。

次に、議案に付してございます一部改正条例の附則のほうをご覧ください。

この条例は公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用します。

ただし、附則第4項及び第5項の改正規定は、土地基本法等の一部を改正する法律附則第1項第1号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の1月1日から施行します。

第2項の適用区分では、改正後の国民健康保険税条例の規定につきましては、令和2年度以後の年度分より適用されるもので、令和元年度分までの国民健康保険税は従前の例によるものでございます。

以上で内容説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（清水清一君） 以上で内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第59号議案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（清水清一君） 全員賛成です。

よって、議第59号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第60号の上程、説明、質疑、討論、採択

○議長（清水清一君） 次に、議第60号 南伊豆町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について、を議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第60号の提案理由を申し上げます。

本議案は、新型コロナウイルス感染症に感染、または感染を疑われる被用者の被保険者に、傷病手当金を支給するため、本条例の一部を改正するものであります。

詳細については、健康増進課長から説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（清水清一君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

健康増進課長。

〔健康増進課長 山田日好君登壇〕

○健康増進課長（山田日好君） 議第60号についてご説明を申し上げます。

今般の南伊豆町国民健康保険条例の一部改正については、令和2年3月10日に新型コロナウイルス感染症対策本部が決定した「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策 一第2弾一」において、「国民健康保険及び後期高齢者医療において、新型コロナウイルス感染症に感染するなどした被用者に傷病手当金を支給する市町村等に対し、支給額全額について国が特例的な財政支援を行う」とされたことから所要の改正を行うものであります。

支給対象者は、被用者のうち、新型コロナウイルス感染症に感染した者、または発熱等の症状があり感染が疑われる方であります。

支給要件は労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間となります。

支給額は、直近の継続した3か月間の給与収入の合計額を就労日数で除した金額掛ける3分の2掛ける日数となっております。

この傷病手当の適用は令和2年1月1日に遡って適用し、規則の定める日までの間で、療養のため労務に服することができない期間となります。

ただし、入院が継続する場合は、他健康保険と同様、最長1年6か月までとなります。

また、この傷病手当の支給額については、特別調整交付金により財政支援が行われます。

お手元の資料ナンバー9、南伊豆町国民健康保険条例新旧対照表をご覧ください。

今回の改正は、附則に6項を加えるもので右側の改正前の条文はありません。

また、第7項は傷病手当の支給対象者及び支給要件について定めております。

第8項では傷病手当の支給額について定めて、第9項は傷病手当の支給期間について定めております。

第10項は、支給要件を満たしても、給与が全額または一部を受け取ることができた方には、給与を受給している期間は傷病手当を支給しないことを定めておりますが、算定された支給額と給与額を比較し給与額が低い場合は、その差額を支給することになります。

第11項では、第10項に該当している方が予定していた給与の全部または一部を受け取ることができなかった場合における傷病手当の支給について定めており、第12項では、第11項の規定により支給した額は被保険者を雇用する事業主から徴収することを定めております。

次に、議案に付してございます一部改正条例の附則をご覧ください。

この条例は公布の日から施行し、改正後の附則第7項から第12項までの規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から規則で定める日までの間に属する場合に適用す

るものとなります。

また規則で定める日は令和2年9月30日となっております。

なお、この条例改正案は、南伊豆町国民健康保険運営協議会で書面決議にて承認されております。

以上で内容説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（清水清一君） それでは、内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 質疑ありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 討論する者ありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第60号議案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（清水清一君） 賛成多数です。

よって、議第60号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第61号の上程、説明、質疑、討論、採択

○議長（清水清一君） 議第61号 南伊豆町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定について、を議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第61号の提案理由を申し上げます。

本議案は、新型コロナウイルス感染症に感染、または感染を疑われる被用者の被保険者に傷病手当金を支給するため、町の実施事務に傷病手当金の支給に関する申請書受付業務を加えるため、本条例の一部を改正するものであります。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（清水清一君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 質疑ありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第61号議案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（清水清一君） 全員賛成です。

よって、議第61号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第 6 2 号の上程、説明、質疑、討論、採択

○議長（清水清一君） 議第62号 南伊豆町都市計画審議会条例の一部を改正する条例制定について、を議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第62号の提案理由を申し上げます。

本町では、平成26年6月11日開催の議会全員協議会において合意確認された「当局設置の各委員会、審議会等への議員としての任用は辞退する」との申合わせ事項を受けて、関係条例の整備に努めてきたところでありますが、本条例において未整備であることが判明いたしました。

このため、南伊豆町都市計画審議会条例第2条第2項中、第2号「町議会の議員」を削除し、以下の各号を繰り上げる条例の一部改正を上程するものであります。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（清水清一君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 質疑ありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第62号議案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（清水清一君） 全員賛成です。

よって、議第62号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第63号の上程、説明、質疑、討論、採択

○議長（清水清一君） 次に、議第63号 令和2年度地震・津波対策等減災交付金デジタル同報系防災行政無線整備工事契約の締結について、を議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第63号の提案理由を申し上げます。

本議案は、南伊豆町デジタル同報系防災行政無線設計業務に係る公募型プロポーザルを経て業者選定された静岡日電ビジネス株式会社との間で、デジタル同報系防災行政無線整備にかかる工事請負費1億8,672万5,000円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額1,697万5,000円）をもって締結した仮契約について、地方自治法第96条第1項及び議会の議決に付すべき契約及び財産または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（清水清一君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 質疑ありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第63号議案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（清水清一君） 全員賛成です。

よって、議第63号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第64号の上程、説明、質疑、討論、採択

○議長（清水清一君） 議第64号 備品購入契約について（令和2年度地震・津波対策等減災
交付金可搬ポンプ付積載車購入）を議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第64号の提案理由を申し上げます。

本議案は、令和2年5月19日執行の指名競争入札により、購入金額1,108万8,000円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額100万8,000円）をもって株式会社畠山ポンプ製作所と締結した仮契約について、地方自治法第96条第1項及び議会の議決に付すべき契約及び財産または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

当該事業は、南伊豆町消防団第2分団第2分隊下小野地区配備の消防車で、配備後20年が経過した車両の経年劣化に伴い新たな消防車両の更新を行うものであります。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（清水清一君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議あ

りませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第64号議案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（清水清一君） 全員賛成です。

よって、議第64号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第65号の上程、説明、質疑、討論、採択

○議長（清水清一君） 次に、議第65号 令和2年度南伊豆町一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第65号の提案理由を申し上げます。

本議案は、予算の総額に歳入歳出それぞれ3億3,721万8,000円を追加し、予算総額を61億8,098万8,000円としたいものであります。

歳出の主なものでは、総務費に1,909万3,000円、民生費1億8,753万6,000円、商工費762万9,000円、土木費6,213万円、教育費5,809万円などを追加するもので、これら歳出に対応する財源としては、国庫補助金8,769万1,000円、県補助金2,646万6,000円、町債2億1,850

万円などを追加するものであります。

詳細につきましては、総務課長から説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（清水清一君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 渡邊雅之君登壇〕

○総務課長（渡邊雅之君） それでは、議第65号の内容説明を申し上げます。

補正予算書の1ページ目をご覧くださいと思います。

第1条に記載のとおり、歳入歳出予算の総額に3億3,721万8,000円を追加し、予算の総額を61億8,098万8,000円としたいものでございます。

それでは、まず初めに、歳出に係ります主な補正項目からご説明をさせていただきます。

予算書の16ページ、17ページをご覧くださいと思います。

2款総務費の1項4目施設管理費では、庁舎管理事務の庁舎非常用自家発電設備更新設計委託料に440万円を計上いたしました。これは現在使用している非常用自家発電設備は、旧庁舎時代に使用してきたものを引き続き使用しておりまして、型式が古く部品も品薄となってきたため、故障の際に修理が難しいこと、新庁舎の必要電力量を供給できる容量にないこと及び洪水の浸水域を脱した位置に設置されていないことなどから、容量を増大し、かつ、洪水の浸水域を脱する高さに設置し直したいと考えております。ついては、停電時に必要最小限の事務を行うに当たり必要な電力量を再度計算し、設置する非常用自家発電設備の容量を決定する必要があることから今回予算の計上をさせていただきました。

また、同項12目地域づくり推進費では、ふるさと寄附金事業に400万円を増額いたしました。これは、当町の返礼品が梱包料を含んで3割となっているため、梱包料を返礼品に含めず別予算とすることで、返礼品の量及び内容の充実を図り、寄附金額の増額につなげたいものでございます。

続きまして、18ページ、19ページをご覧くださいと思います。

3款民生費の2項2目児童福祉施設費では、1億5,697万円を増額させていただきました。これは、令和4年4月の認定こども園一園化に向け、手狭となることが見込まれる南伊豆認定こども園の別棟を建設し、そこに子育て支援機能に移設することで、さらなるサービスの向上を図るものでございます。

また、同項３目子育て支援費では、学資応援臨時給付金給付事業を新設し、2,378万2,000円を計上させていただきました。これは、長期にわたる小・中学校の休校、認定こども園の休園など、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯を支援するため、児童手当の受給者に対し、国とは別に１人当たり３万円を学資として支給するものでございます。

続きまして、20ページ、21ページをご覧いただきたいと思います。

６款商工費の１項３目観光費では、観光振興事業に700万円を増額いたしました。これは、新型コロナウイルス感染症終息後の観光宿泊需要の創出を図るもので、杉並区を中心とした首都圏からの誘客を促進するため、各種の広告宣伝を行いたいものでございます。

次に、７款土木費でございますが、３項５目に河川災害防除費を新設し、河川災害防除事業に6,223万4,000円を計上させていただきました。これは、出水期に護岸のり面が侵食され、複数箇所で小規模な護岸崩落が発生している青市区内の２河川において、今後さらなる豪雨により大規模な護岸崩壊が発生することが懸念をされるため、河川災害防除工事を行うものでございます。

最後に、９款教育費の１項２目事務局費では、事務局事務に5,809万円を増額いたしました。これは、小中学校再開後の新型コロナウイルス感染拡大防止のため、普通教室等に空気清浄機を整備する経費といたしまして1,138万9,000円を、ＩＣＴ教育充実のため、生徒用端末、教員用端末及び無線ＬＡＮ機械等を整備する経費として4,586万5,000円を計上させてもらいました。

続きまして、歳入の主な項目についてご説明をさせていただきます。

戻っていただきまして、12ページから15ページをご覧いただきたいと思います。

本補正予算の歳出に係る財源といたしましては、16款２項国庫補助金に7,594万1,000円を見込みました。このうち、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金7,594万1,000円は、令和２年４月20日に閣議決定された新型コロナウイルス感染症緊急経済対策において、新型コロナウイルスの感染拡大を防止するとともに、感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活を支援し地方創生を図るために創設された交付金で、今回の補正予算に計上させていただいた学資応援臨時給付金及び緊急経済対策観光需要創出委託料の財源として充当しているほか、さきに専決処分させていただいた経済変動対策貸付資金利子補給補助金及び新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金交付事業費補助金の財源としても遡及して充当をさせていただいております。

また、23款町債の１項５目には、河川災害防除工事の財源として、緊急自然災害防止対策

事業債に6,200万円を、南伊豆認定こども園整備工事の財源として、過疎対策事業債を1億5,650万円増額させていただいております。

以上で内容説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（清水清一君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

稲葉勝男君。

○7番（稲葉勝男君） ただいま補正の件に関連してなんですけれども、新型コロナウイルス感染症、これに関する専決処分、それから今回の補正、全てについて、私は賛成するものがあります。

しかし、その中で実はこの1週間ぐらい前の新聞紙上だったと思いますけれども、指定警戒都道府県、1都1道2府9県かな、ここの県庁所在地とか所在地で調査した結果ですと、このコロナの関係で生活が非常に困難だという中で生活保護の申請が非常に増えている、そういう記事が載っていました。ここに県のほうからの県の新型コロナウイルス感染症対策本部、この資料が地元県議の方から私いただいたものがあります。その中にも、静岡県の4月の相談件数は対前年比1.55倍の948件だと。それで、申請件数は1.32倍の416件、そして開始決定数はその1.11倍で352件だと、こういう、いずれにしても、この新型コロナの関係で生活保護を申請する方が非常に増えている。こういう中で、本町でももちろんこれにたがわずいろいろなあれが出てきていると思いますが、この辺の対策について、町のほうである程度もう何というんですか、研究とか、そういうものを進めているのか、その辺をお聞きしたいと思っております。これから増える可能性は十分にあるもんですから、ここらでどういうふうな対応に持っていくのか、その辺の対策を研究しているのか、これを1点。

それからもう一つ、ただいま民生費の子育て医療給付金、これに非常に児童生徒といったらあれですが、将来を担う子供たちだから、これは当然優遇とか投資すべきことで、非常に私も賛成はしております。

しかし、南伊豆町は今日の新聞にも載っていますけれども、高齢化率が46.4%かな、4月1日で。非常に高齢者が多い。これは誰しも感じていることなんです。その高齢者に対するコロナの影響というのは、これはまあ言ったらおかしいんですけども、弱者ですから高齢者世帯は、高齢者世帯、高齢者。これに対してやはり同じように町で現在どういうふうな形で対応しているのか。また、いろいろな相談が来ているのか。例えば、民生委員の方たちと町当局が密に連携を取る、あるいは行政相談員ではない区長さんと取るとか、そういう形の

ものを今考えていられるのか、今後考えるのか、その現状、これらをちょっとお聞きしたい、このように思っております。

ですが、いずれにしても、子供、高齢者は弱者であります。これをまず守ることが町長は一番専決だという考えをにじませていることは、これは私も分かっておりますけれども、ぜひその辺は町もこれから対応していくことにどのように考えているのかを伺いたい。よろしくお願いいたします。

○議長（清水清一君） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（高橋健一君） お答えします。

現在、コロナの関係で生活保護というような直接的な原因でというお話は今のところ聞いておりません。

窓口で生活困窮であるとかそういう方は、通常のようにお見えになる方はおられますが、あくまでもコロナということではなくて、そういうお話、相談は受けているところです。

ただ今現状としまして、社会福祉協議会、県のほうにコロナによる生活困窮等で国のほうから静岡県内 7 億 5,000 万程度、資金のほうが来まして、それを活用してコロナ対策として生活困窮者に対する相談、それから上限 20 万円というものを受け付けております。社協のほうにはそういう形でやはり 2 月、3 月、4 月と生活困窮で資金がということで、それは高齢者も含みますが、一般の方も含んでご相談があつて支給をするというような格好も取っております。

現在はそれもさらに進化して、金融機関、それから社協等でそういう生活困窮者に対しての資金も一部、低所得者等になった場合には免除と、返済も免除というような形のもので支給をしているというような状況となっております。

以上でございます。

○議長（清水清一君） 副町長。

○副町長（橋本元治君） お答えをいたします。

2 番目のほうといいますか、高齢者の対策ということで議員のほうからご指摘がございました。

ご案内のとおり、人口の半分以上はもう 65 歳以上というような現状がございます。ただ経済的な部分ということであれば、当然これは、年金はしっかりと支給されておりますし、一番心配なのは、健康面という部分のところで、この期間中については非常に町有施設の貸出しであるとか 3 密を抑えるというような広報については、しっかりと取ってきたつもりでござ

ざいます。

また、中には事業もやられている方もいらっしゃるということで、ご案内のとおり、新型コロナウイルス感染症対策等の一覧を、これを各戸配布全てさせていただいておりますので、お電話等のご相談については対応をしているところでございます。

今回の補正もございますように、ゼロ歳児から15歳については、国の1万円の児童手当に上乗せということがございます。よくご相談の中で高齢者には何もないのかというようなお話も確かにございます。これについては、現時点では予算化しているものはございません。

ただ9月の当然これはまた敬老会等々もございますので、それについて何かしっかりとした形ができないかということで、今庁内で相談をしているというような状況でございます。

以上です。

○議長（清水清一君） 稲葉勝男君。

○7番（稲葉勝男君） 今、副町長と担当課長からのほうの話は十分分かります。その高齢者の方が、年金は国民年金の人もあるし、厚生年金の人もちまちなんですよ。それで、例えば、国民年金だけの人で、家で多少の百姓をやって、そしてそれから出たものを湯の花売店へ持っていったり、あるいはどこかへ持っていったり、それが今このコロナで非常に需要のほうが落ちている。そういう中でやっぱり持っていても売れないよなんていう人は結構いるんですよ。それが100万、200万じゃなくて、わずか10万いくかいかにしても、それを生活のほうに割り当てている高齢者もたくさんいるということは、やはり認識していただかないと。ですから、こっちで向こうから来るのを待つではなくてのような形を今、やっぱりこっちが何らかの形で行政相談員だとか児童・民生委員の皆さんにお願いして、周りを見回してもらおうとか、そういう形のものをやっていくことが、やっぱり高齢者にとっては、高齢者はわざわざここへ来て生活が困るからと、これはなかなか健常者じゃない、一般の我々でも言えないんだけど、それは周りからその気を遣ってやれるぐらいのことをしてやりたい、やっていただきたいというのが、私の希望ですので、その点を十分研究してみてください。

以上です。ありがとうございました。

○議長（清水清一君） 答弁いいかな、答弁いいようですね。

続きまして、宮田和彦君。

○2番（宮田和彦君） 予算書の21ページなんですけれども、ここで教育費の事務局事務ということで、この中で総務課長、空気清浄機を購入ということで、どのような種類の清浄器を

購入されるのかお伺いします。

○議長（清水清一君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（大野孝行君） お答えいたします。

予算編成当時は次亜塩素酸水を使ったものを想定していたんですけれども、またその辺につきましても、最近だと安全面で疑問符がついているような状況でありますので、まだこれといったことで確定はしていないんですが、児童生徒に害のないものを選定して購入していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（清水清一君） 宮田和彦君。

○2番（宮田和彦君） おっしゃるとおりですね。ナイトですか、独立行政法人製品評価技術基盤機構というところが次亜塩素酸水、現時点では有効性は確認されていないと。WHOの見解でも消毒剤を人体に噴霧することはいかなる状況があっても推奨されないということで、慎重な購入をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（清水清一君） 答弁いいですか。

谷正君。

○5番（谷 正君） 幾つか質問をさせていただきます。

今、同僚の稲葉議員からも質問がございましたけれども、専決処分をして承認された議第51号、52号、53号と本議案の65号の補正の関連等についてであります。まず、いわゆる10万円の給付金、これの直近の事業の執行状況が分かれば、まず答弁をお願いします。

○議長（清水清一君） 総務課長。

○総務課長（渡邊雅之君） ただいまご質問の特別定額給付金の受付執行状況でございます。

当初、基準日は4月27日時点の住基情報によるもので、その時点の対象世帯数は3,888世帯、人数としては8,088人でした。6月1日現在の受付件数でございますけれども、電子申請分33件を含みまして3,492世帯分を受け付けております。振込件数につきましては、6月8日振込予定分、ここまでのデータが作ってございまして、これで2,090世帯、金額として4億5,900万円でございます。

以上でございます。

○議長（清水清一君） 谷正君。

○5番（谷 正君） ありがとうございます。

南伊豆町では、電子申請というのは現在33件ということで、あとの大部分は郵送していただいたものの折り返しということなのですが、ほかの、いわゆる公共団体の状況をマスコミ等で見ますと、それでも間違っている方がいるということで、それでもいわゆるその申請書の中に振り込みの金融機関の口座のコピーがあれば、要らないというところにチェックがされてあっても、確認をして支払うようにしますというのが、公共団体の活動というか仕事の内容が紹介されたんですが、南伊豆町についても、なるべくその国からのお金でこれはまあ全国民がもらうのが当然だと、私は思っているもんですから、そちらのほうをある程度ケアをしていくべきではないかということ。

それから、これがまあ3か月でしたよね、猶予は。それが大体入ったときに、当然こういう状態で南伊豆町も財政力が弱いんですが、個々のいわゆる事業者世帯の方々の所得が大分落ちているという形の中で、公共料金、税金も含めた公共料金が滞納というか、滞納が多くなると思うんですよ、今後。今年末から来年の賦課にしても。そのときの納税猶予か、そういうものの考えというのは現在あるのか、結局10万円入った。それから、個々にいろいろな教育的な、先ほどの答弁の中でいわゆる国の1万円プラス3万円をやるからということで、それが入ったということは、当然役場の中では確認できるわけですよね。それが入ったからといって、じゃ公共料金の滞納があるからくださいよということは、現時点ではちょっと町民の方に対しては酷だと思うんですが、その辺の考えが今ありましたら答弁をお願いいたします。

○議長（清水清一君） 総務課長。

○総務課長（渡邊雅之君） 1点目の10万円の給付を辞退するとかという点について、私が確認したら2件ほどございまして、どちらとも、こちらから連絡をさせていただいて、間違いないですかということで、連絡をしたところ、1件の方は間違えていたということで給付と、もう1件の方は、いや私は要らないですということをはっきり言われましたので、それはそのまま通しました。

それとあと徴収の関係ですけれども、今のところ、影響が出ているところというのがまだ年度当初でありまして、出ている納付書が固定資産関係、あとは、料金は水道料とか出ていますけれども、水道料自身は大口がちょっと厳しいもんですから、調定額が下がっていて、実際それを支払っていないというわけではないので、最終的に年度を閉めてみると水道あたりはちょっと厳しいかなという感じはします。これは調定額が落ちるということで。

あと税収の面ですけれども、当然、国のほうから10万円に対しての直撃の差押さえはやめ

ろよとされていますので、当然それはできません。

今後、そのまだ今年度、令和元年度を閉めた状態のところでもありますので、この先令和2年度の徴収状況については、ちょっとまだ不明な点はあるんですけども、住民税等々については、7割方がサラリーマンの方が占めていますので、その辺は特別徴収で入ってきますので、滞納ということは余り考えてはいないです。個人事業主の方が、事業が苦しくて、そのところで滞納ということはあるかもわからないですけども、その辺は徴収猶予というところが法律が整備されてきておりますので、そちらを活用していただいて1年間猶予をするという中で資金繰りをつけていただいて、最終的には納付をいただきたいというところが今のところの考えでございます。

以上です。

○議長（清水清一君） 谷正君。

○5番（谷 正君） それは、国のほうでも納税猶予とかそういう施策を現在も取っているもんですから、それは町についても、ぜひ町のほうということではなくて町民の方になるための方法で考えていただきたいと。

それで次に、当然今の段階ですと、その町も財政力が弱い、それから町民もなかなか所得の向上というのがいろいろな県の数字を見ますと、いわゆる県民所得というのは35市町のうちでも賀茂郡、南伊豆町なんかは低いほうだということで指数は出るんですが、この今回のコロナの関係でいわゆる経済団体、役場も当然入っていますよね。そういう中で、商工会だとか漁協だとか農協だとかも入っている中で、これは賀詞交歓会の主催をやっていただいているんですが、それらとのコロナの問題が表面に出てきてからの協議というのは、当然現状把握というのが必要なもんですから、それによって国だとか県への要望なり要求、事業執行というのが必要だと思うんですが、それらについて、経済団体とそれから当然役場も一緒になる、それからいわゆる一般的な生活保護等については社会福祉協議会が関連してくるんですが、これらについての協議とかその事業の連携、それがどうなっているのか。

というのは、ちょっとまって。その事業の関係で静岡県が事業計画というんですか、補正の中でしているときに、信用保証協会を通じた融資の関係、これは信用保証協会が担保を提供というんですか、確認しているもんですから、ある程度、信用保証協会に手数料を払っても、信用保証協会が保証するもんですから、その担保は要らないという話の中で、県のほうの予算は当初500億程度用意していたんですが、5月いっぱいぐらいで3,700ぐらいの要望というのか、数字が上がってきているよと。これについてはまだまだ増えるよと。業種はどう

いう業種ということになりますと、南伊豆町の基幹産業である、これ県全体です。南伊豆がどうということではなくて。観光サービス業の方々の相談が多いですと。ということです。

それから、先ほど担当課長の生活保護の関係で、南伊豆町はそんなに表立って生活保護は数字として表れていないということなんですが、静岡県は大体3万人ぐらい今増えて出てきているそうです。いわゆる日本全体を見ますと、生活保護はどんどん申請が増えているよと。今後も静岡県は増えるよという話の中、これらの手当を積極的にこういう施策があるよ、方法があるよというのをいわゆるPRすべきだと思うんですが、まずそれらについてのお考えをお願いします。

○議長（清水清一君） 商工観光課長。

○商工観光課長（齋藤重広君） お答えいたします。

町内の経済団体のほうからとの意見交換ということなんですけれども、今のところ、特に意見交換というのはやってはいないんですが、ただうちのほうから情報集約をするために調査とか依頼した中で数字を上げてきていただいているというところであります。

あと産業団体連絡協議会のほうから、町のほうに対して小規模事業者への支援要望書ということで3月26日と5月8日、2回ほど要望書とかは上がってきているという状況にあります。

以上です。

○議長（清水清一君） 谷正君。

○5番（谷 正君） 生活保護のこと。

○議長（清水清一君） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（高橋健一君） お答えします。

町内の生活保護の方、二桁になると思いますが、おられまして、主の方はやはり高齢者の方、独り暮らしで身寄りがないとかそういう方とか多いかと思います。そういう方については、やはり最終的には福祉施設とかそういうところに対応していただいているというような状況でございます。

先ほど申しましたように、社協とうちのほうの課のほうと連携をしながら、今回コロナ対策としては、長期連休等については休みのときでも対応できるような体制で、一時的な給付金とかそういうところの対応はしてきたところでございます。抜本的なところについては、ちょっと今何とも言えないところで、申し訳ありません。

○議長（清水清一君） 副町長。

○副町長（橋本元治君） 関連でお答えをさせていただきます。

生活保護をあなた、どうですかというところで、皆さんにお話をするということは、当然これあり得ない話です。所管は当然県でございますので、賀茂の事務所のほうが対応してくれるということですが、先ほど稲葉議員のほうからもお話があったように、民生委員さんも含めて地域の方々にしっかりと対応させていただいた中で、やはり遠慮しながらやっていらっしゃる方もいらっしゃると思いますので、しっかりと吸い上げてその対応はしていきたいというふうに考えています。

当然、下手をすると言いはあれですけども、国年だけをいただいている方ですと、国民年金のみということになると、もしかすると生活保護のレベルより下回っているということが当然あります。ただ中には、そういうものをいただかないでしっかりやらなければいけないというお考えの方もいらっしゃいますので、そこはそこで制度的なものをしっかりと確認をしながら進めていければと思います。

先ほど来申し上げますように、私どものほうで支援の一覧の関係はお配りをさせた中で、ただこれを見ても分からないという方も当然いらっしゃいます。また、それぞれの窓口が静岡県、あるいは町、あるいは商工会、あるいは社協といろいろあります。中小企業金融の給付金相談窓口だとか、種々のものがありますので、それについては、町の中でしっかりお電話いただいたときに、そういうご指導が適切にできるような体制についてはしっかりと務めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（清水清一君） 谷正君。

○5番（谷 正君） それは、行政というか役場のほうが音頭というリーダーシップを取ってやっていってもらいたいと思います。

それで、次に移ります。

いわゆる骨太の方針というのが毎年出まして、例年ですと今ある程度概要は発表されるんですが、コロナのそのごたごたで7月の半ばという話が、変更が出たんですが、再度いわゆる延びた変更ということで、今年度の骨太の方針にはコロナ対策、コロナ関係を骨太の方針に入れるということの方向で話が進んでいるそうです。

そういう中で、いわゆる先ほど午前中、同僚議員の一般質問の中で国土強靱化等の、いわゆるお話も出ましたが、災害対策とか社会インフラの整備は当然、いわゆる最近の日本列島を縦断した群発地震だとか、去年の台風15号、19号の関係で進めていく必要があるという形

の中で建設国債、これは通常の場合ですと、当然赤字国債というのは、いわゆる発行せざるを得ないということなのですが、そういうものの社会インフラとか災害対策の整備について、赤字国債で事業実施をするということがありますが、その国の方の赤字国債でいわゆる事業執行をした場合、当然町のほうの要望なり、必要なものをやるということになると、補助残の関係がこのいわゆる65号にも町債の関係がありますが、こちらのほうの考えというのは、国のほうで赤字国債の事業の中に当てはまった場合は、町のほうも町債を発行して、ときに当然要望してあれば、それを事業執行というかやらざるを得ないということになると思うんですが、そうした場合、今までのその借入利率が5%から2%になったと。これ私、3月の委員会でもちょっと質問したんですが、単純計算しますと5%から2%になると、利率だけの考えでいきますと2.5倍の借金ができるという、これ単純計算、計算上なるんですよね。当然そうしますと、プライマリーバランスが崩れるとかいろいろな問題があるんですが、国のほうはある程度、今回の場合、それを無視するというか先送りするというような考えもあるらしいんですが、それらについての考えというのは、国のほうはまだその方向性が定まっていないもので分からないんですが、そういうものの状態になったときに南伊豆町はそういう事業、やらなければならない事業というのはどのように考えているのか、現時点で結構です、教えてください。

○議長（清水清一君） 総務課長。

○総務課長（渡邊雅之君） 3月にご審議いただいた当初予算の中で、借入利率について5%から2%に変更をさせていただきました。これは事業を拡大するというよりは、時世の利率に合わせ込んだという形で、到底今の時代に5%の借入れなんかあり得ないもんですから、最高2%ぐらいであるということで考えております。

事業の執行につきましては、例えばなんですが、今回のコロナの国の2次補正で32兆円ほど国では予算づけをして閣議決定がされて、今月の12日ぐらいには国会が通過するのではないかとされています。その中で、我々が使えそうなところというのは、当然地方創生の臨時交付金、これが2兆円ほどありますので、こちらのほうを活用した中で、例えば既存の事業の補助裏財源として、これが使えないとか、というところは大いに今期待をしているところで、これが使えれば結構な金額できますので、その辺を期待しているところであります。

あとは税収がへこみなんていうところも、先ほどのとおりありまして、今年度は例えば何とかいったとしても、来年度のほうがちょっと厳しいのかなというところがあります。それに関しては、減収補填債等々を活用してやっていくとか、最近借りていませんけれども、借

りることはできますので、これあたりを活用してやっていくのかなというふうには今のところはこうおぼろげには考えてはいます。

以上です。

○議長（清水清一君） 谷正君。

○5番（谷 正君） 前のたしか全員協が終わってからなんですが、総務課長に予算の組み替えを考えているのかと言ったら、本年度の、令和2年度は考えていませんということなものですから、国のほうでも、県のほうでもそういうコロナ対策の一環としてのシフトをしきつつあるものですから、それは十分アンテナを張って執行をしてもらいたいと思います。

それで次になりますが、9月までですと時間がないものですから、ちょっと期間があるものですから、ここで一般質問ができなかったものですから質問しますが、災害時における避難所とコロナ対策、このスペース等を含めた段階での考え方、それから南伊豆町に地域防災計画というのが何年か前に作成してあるんですが、これの地域防災計画をよくは読んでないんですけれども、見ますと、主に災害だとか地震だとか大雨だとかのものを重きにおいておるんですが、ある学者さんが言うには、10年に1回、必ずそういうものが来るという話の中で、この防災計画の中に疾病対策というか、こういうものを入れるべきじゃないかと、感染症対策を、こういう考えも出てきたということなんですが、それらについての現時点の考えをお願いします。

○議長（清水清一君） 総務課長。

○総務課長（渡邊雅之君） お答えをいたします。

まず最初に、災害時の避難所のスペースの考え方等々でございますが、一応国のほうからいろいろな情報が来まして、まず学校とお話をさせていただいて、教育長にお願いしたんですけれども、スペースの取り方として体育館だけではちょっと手狭、この前の台風19号のときかなり来ましたので、手狭になるので、普通教室はちょっと無理だけれども、特別教室のほうを開放いただけるという返事をいただいておりますので、そちらのほうをまず使うということ。

あと6月1日付で各区の区長さん宛てに、その災害時において各区のコミュニティセンターとか公会堂とか、お貸しいただけることはできるでしょうかというちょっとご質問をする通知を今差し上げております。その中で、提供できるよというところがありましたら、うちのほうでその安全性をちょっと確認させていただいて、その辺もちょっと使わせていただかないと、密を避けるということをやられちゃいますと、当然避難所というのはスペース的

に限られてしまいますので、当然密になってしまいますので、その辺を少しでも広く使えるような形に今考えています。

あと地域防災計画の中には感染症対策というパートはございません、当然のことながら。です、一応平成27年3月に今回コロナウイルスでもこの計画を活用したんですけれども、南伊豆町新型インフルエンザ等対策行動計画、こういうものを平成27年3月に策定をしてございまして、これに伴って国の警戒宣言が出た後は、このことに沿いながらやってきたというところでございます。

今後、国のほうのご指導などで、こういった行動計画を地域防災計画の中に取り入れることになれば、当然この中に取り入れていきたいなとは思っています。

以上です。

○議長（清水清一君） 皆さん、たくさんありますけれども、ここで1回休憩をしたいと思います。

〔発言する人あり〕

○議長（清水清一君） 齋藤要議員。

○10番（齋藤 要君） 今、同僚議員がいろいろとご苦労さんでした。

私もやりたくてしょうがないが、みんな言われたような気もするけれども、大変なウイルスが飛んできて世界中が大変騒いでいるわけですが、このコロナ対策、それから、これからの経済対策、それから観光誘客の誘致、いろいろまあ細かいことを言うと切りがないですけれども、町長、今までにそういう関係で会合をやったことはありますか、それを1点。観光、経済。

○議長（清水清一君） 町長。

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

観光関係者とお話をしたり、庁内では対策本部会議で協議をしております。商工会、先ほど商工観光課長からお話があったように、要望に来たときにお話もいろいろさせていただきます。

以上です。

○議長（清水清一君） 齋藤要君。

○10番（齋藤 要君） いろいろどこの町も、この件については悩んでいると思いますけれども、要するに、国のほうで言う出口、これからの出口、経済対策、それから観光誘致、ここいらがこれから大変だなと私も思っているんですよ。それで、我々ばかりではなくて、賀

茂の町村で、要するに首長仲間は首長仲間で検討すると。議長の皆さんは議長会があるから、議長会でもんでもらって、それから要するに観光協会、商工会、いろいろ横のつながりがありますので、これからはそれをちょっと私は真剣に取り組むほうがいいじゃないかなと思っているんですよ。町長、どうですかね。

○議長（清水清一君） 町長。

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

3月27日に賀茂郡町長会が河津町でございまして、それ以来町長会がなく、5月27日に2か月ぶりに先日開催されました。その中では、もうある程度それぞれの町の対策というのが進められている中ではありますけれども、私もそのこの2か月ぐらいの間、各町長さんといろいろと電話で話はしたんですけれども、なかなか足並みをそろえるということは、それぞれの町の財政状況によってかなわなかったというところで、各町の対応が若干違いがあるかなというところですが、今後は当然観光に関しましては伊豆半島全域でございまして、これから夏の海水浴場開催等も不安の部分がたくさんございますけれども、皆さんと、先日も協議をいたしました。

これから国のほうで先日4月に補正予算が決まりました「G o T oキャンペーン」ですね。それが1兆7,000億の予算の中で観光事業者等に振り分けられると思うんですけれども、その辺のところも伊豆半島、それから旅行会社、公共鉄道等、様々な機関と連携して誘客に努めたいと、このように考えています。

それから、美伊豆のほうでは、やはり次の対策を取っております。地方創生臨時交付金の1兆円に上乗せになった2兆円分が、また本町でもそれを活用して独自の観光施策を今検討しておりますので、正式に決まりましたら、6月10日過ぎに決まるようですので、決まりましたらしっかりそれは対応していきたいと、このように考えております。

以上です。

○議長（清水清一君） 齋藤要君。

○10番（齋藤 要君） みんなこの横のつながりで、できれば結論が出れば一番いいですけども、出口として結論を出してもらって、ここは県のほうへ要望するとか、ここは国のほうへ要望するとかっていろいろ出てくると思いますので、その辺は私の要望として受け止めてもらいたいと思います。

以上です。

○議長（清水清一君） そのほかにございますか。

まだ質問がございますから、ここで休憩します。

10分間、2時40分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時31分

再開 午後 2時40分

○議長（清水清一君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

今、質疑の途中でございました。

質疑を再開いたします。

質疑のある方いらっしゃいますか。

黒田利貴男君。

○1番（黒田利貴男君） 余り長時間やってもあれだと思うので、短くやりますけれども。

まず教育費のところで、ICTの活用というところで、家庭の事情等によってネット環境とか、そういったものがない児童生徒もいるのかと思います。そういった子供たちに対する対応というところをまずお聞かせ願えますか。

○議長（清水清一君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（大野孝行君） お答えをいたします。

当然、議員ご指摘のとおり、ご家庭にインターネット等の環境のないお子さんの家庭もあるかと思います。その辺については、今回のやつでは対応はし切れなかったんですけれども、今回の補正予算にも載っておりますけれども、国のほうの1人1台パソコンの構想等もございます。その辺の補助金等を活用いたしまして、少しずつでも、次にこういう機会があったときに極力対応できるような形を考えていきたいと思っております。

また、教員のICTの活用の部分につきましても、今回も長い休校期間の中で、学校によってはズームというソフトを使つての遠隔の会議であるとか、そういうものを実際に体験した学校等もございますので、そういうのも有効に活用できるように今後考えていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（清水清一君） 黒田利貴男君。

○1番（黒田利貴男君） ありがとうございます。1人でも取り残さない、そういった教育を

やっていってもらいたいと思います。

もう一つは、今度は教員のほうです。要はＩＣＴになるとじかに教室で授業をするのと違うわけで、１つのクラスの中の生徒全員が同じように教育を受ける。そのために遅れている子がいれば、先生は生徒の様子を見て教える。それで、子供の学力格差をなくすように教員は頑張っているわけです。その中でＩＣＴになってしまう。もし、コロナの第２波が来てオンライン授業、そういった形になったときに先生が対応し切れるのか、生徒の様子が全部分かるのかという、多分問題が出てくるんじゃないかと思います。

そういったときのために、今これすぐに即答しなくてもいいんですけども、教員にどういった対応策を施していくのか、そういったことを今少しでも考えているのかなというのを、もしなかったら今じゃなくてもいいんですけども、すみません。

○議長（清水清一君） 教育長。

○教育長（佐野 薫君） お答えいたします。

ＩＣＴ教育が子供のためと、それから教員用と今両方一緒に進めておりまして、どちらかというと教員のほうはプログラミング教育の形で今進めている最中でございます。東京の業者と今タイアップして、業者は東京からズームでこちらの学校へ飛ばして、こちらの学校は１つの学校と、それからほかの学校からもズームで参加をしていくというような形を通してながら、併せてプログラミングの中身と、それからそういうＩＣＴということを両方学びながらやっている、今週中もある学校で１校やる予定であります。

以上。

○議長（清水清一君） 黒田利貴男君。

○１番（黒田利貴男君） ありがとうございます。ぜひ優秀な生徒を育てて、この町へ将来、大人になって帰してもらって、さらにこの町の発展に寄与するような事業に繋がっていくようにぜひお願いします。

もう一点は、先ほどの町長のご答弁にもあったんですけども、国の観光施策、観光補助金をぜひ利用したいというお話もありましたけれども、今この日本の中で一番景気の悪いところ、それは都市部なんですよね。この当町を見回したときに、観光を見回したときに、ほとんど東京近郊、関東圏が主なマーケットであるといったときに、お金だけ来てもお客さん来ない。そういったことになってしまう可能性もなきにしもあらずなんです。国の補助金とかそういったものを有効に活用しようという姿勢はよく分かります。ですが、様々な条件を今はいろいろ精査する必要があるんじゃないかと。まず精査をして経済対策ではなく

て景気対策、町内の景気もよくしていかなければ税収は上がらない。そう思うんですけども、観光誘客のキャンペーン、商工観光課から出ていますけれども、これについても、中身は今のところどのような形になっているか、ちょっと教えていただけますか。

○議長（清水清一君） 商工観光課長。

○商工観光課長（齋藤重広君） お答えいたします。

先ほど町長の言った「Go Toキャンペーン」でございますけれども、これ国の施策の中で1兆6,700億円という中でやっていくんですけれども、これについては、国民というか住民が旅行するに当たって割安で行きやすいように、動きやすいようにという形の中での事業展開をするものであります。

町のほうで、補正予算で上げている部分につきましては、その南伊豆版のような形ということで、宿泊される方を若干安くした中で来ていただいて、それに対してクーポンを出して、それと併せて町内で体験とかそういうことをやっていただくということで、よりこちらへ来ていただきやすいような格好のメニューを作っていきたいということで考えているものでございます。

以上です。

○議長（清水清一君） 黒田利貴男君。

○1番（黒田利貴男君） 観光施策を立てるときには、自分がお客さんになったつもりで、どういうふうに経済循環を引き起こしていくかということを考えながら施策を練ってもらえると、いい誘客、そしてまたリピーターを増やす、そういったことに繋がっていかうかと思います。

特に、この夏の観光については、恐らく人は動いてこないであろうと。この夏がもし観光不況となったときには町内事業者、生計が、事業が成り立たなくなってしまう。そういったところが多々多分出てくることになると、そういったことまで考えてもらいたい。

それと私、前に、以前に伊勢海老号のお客さんが来るときに、昨年です。奥石廊で売店をやっておりました。今、課長が言ったように、補助金で来るお客さんはお金を使いません。バス2台来たって1人もお金使いません。そういったものなんですよ。そういったことも頭の隅にでも入れておいてもらえると、国からの、要は税金ですよ。その有効活用に繋がっていくんじゃないかと思います。

以上です。

○議長（清水清一君） 答弁いいですね。

そのほかに質疑ございますか。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 質疑ありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第65号議案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（清水清一君） 全員賛成です。

よって、議第65号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

次にいく前に、先ほど議第60号において、健康増進課長より訂正したい旨の申出がございましたので、これを許可します。

健康増進課長。

○健康増進課長（山田日好君） 先ほど議決していただいた議第60号の南伊豆町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定なんですが、本文中、「南伊豆町国民健康保険税条例の一部を改正する」となっております。これは、「南伊豆町国民健康保険条例の一部を改正する」の間違いです。

今後、こういうことがないようにチェックをしますので、どうもすみませんでした。

○議長（清水清一君） これまでも「税」という言葉が途中に入っていたということで、別の今度はものになるという形の中だったそうです。

ですから、その「税」の「税」という言葉を消していただきたいということを課長が申しただと、私は解釈しました。

ということです。

◎議第66号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（清水清一君）　続きまして、議第66号　令和2年度南伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長　岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君）　議第66号の提案理由を申し上げます。

本議案は、給与等の支払いを受けている国民健康保険被保険者等が新型コロナウイルス感染症に感染し、労務に服することができなくなった場合に支給する傷病手当金の調整が主なものとなっております。

内訳では、歳出で保険給付費を100万円増額し、財源として県支出金を100万円増額するもので、歳入歳出予算の総額を13億7,258万9,000円としたいものであります。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（清水清一君）　提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君）　質疑ありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君）　次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第66号議案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（清水清一君） 全員賛成です。

よって、議第66号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎各委員会の閉会中の継続調査申請書

○議長（清水清一君） 日程第25、閉会中の継続調査申出書を議題といたします。

議会運営委員会委員長及び各常任委員会委員長から会議規則第75条の規定により、お手元に配付いたしました「所管事務調査、本会議の会期日程等、議会の運営及び議長の諮問に関する事項」についてなど、閉会中の継続審査の申出がありました。

お諮りいたします。

各委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君） 異議ないものと認めます。

よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定されました。

◎閉議及び閉会宣告

○議長（清水清一君） 本日の議事件目が終了しましたので、会議を閉じます。

6月定例会の全部の議事件目が終了しました。

よって、令和2年6月南伊豆町議会定例会は本日をもって閉会とします。

どうもご苦労さまでした。

閉会 午後 2時54分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長 清 水 清 一

署 名 議 員 齋 藤 要

署 名 議 員 横 嶋 隆 二

令和 2 年 6 月議会定例会審議結果

議 案 番 号	件 目	議決年月日	結 果
報第 1 号	専決処分の報告について（南伊豆町税賦課徴収条例等の一部を改正する条例）	6月2日	報 告
報第 2 号	放棄した債権の報告について	6月2日	報 告
報第 3 号	繰越明許費繰越計算書の報告について（令和元年度南伊豆町一般会計）	6月2日	報 告
議第50号	専決処分の報告及び承認を求めることについて（南伊豆町税賦課徴収条例の一部を改正する条例）	6月2日	原案承認
議第51号	専決処分の報告及び承認を求めることについて（令和 2 年度南伊豆町一般会計補正予算（第 1 号））	6月2日	原案承認
議第52号	専決処分の報告及び承認を求めることについて（令和 2 年度南伊豆町一般会計補正予算（第 2 号））	6月2日	原案承認
議第53号	専決処分の報告及び承認を求めることについて（令和 2 年度南伊豆町一般会計補正予算（第 3 号））	6月2日	原案承認
議第54号	南伊豆町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例制定について	6月2日	原案可決
議第55号	南伊豆町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について	6月2日	原案可決
議第56号	南伊豆町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について	6月2日	原案可決
議第57号	南伊豆町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について	6月2日	原案可決
議第58号	南伊豆町介護保険条例の一部を改正する条例制定について	6月2日	原案可決
議第59号	南伊豆町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について	6月2日	原案可決
議第60号	南伊豆町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について	6月2日	原案可決
議第61号	南伊豆町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定について	6月2日	原案可決

議 案 号	件 目	議決年月日	結 果
議第62号	南伊豆町都市計画審議会条例の一部を改正する 条例制定について	6月2日	原案可決
議第63号	令和2年度地震・津波対策等減災交付金デジタル 同報系防災行政無線整備工事契約の締結につ いて	6月2日	原案可決
議第64号	備品購入契約について（令和2年度地震・津波 対策等減災交付金可搬ポンプ付積載車購入）	6月2日	原案可決
議第65号	令和2年度南伊豆町一般会計補正予算（第4 号）	6月2日	原案可決
議第66号	令和2年度南伊豆町国民健康保険特別会計補正 予算（第1号）	6月2日	原案可決